

平成30年第3回御宿町議会定例会

議事日程（第1号）

平成30年9月19日（水曜日）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名人の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 諸般の報告について
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報告第 1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度健全化判断比率について
- 日程第 6 報告第 2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度資金不足比率について
- 日程第 7 議案第 1号 御宿町清掃センター燃焼設備整備補修工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第 2号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第 3号 平成30年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第 4号 平成30年度御宿町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第11 議案第 5号 平成29年度御宿町水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第 6号 平成29年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 議案第 7号 平成29年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 議案第 8号 平成29年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 議案第 9号 平成29年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定について（説明まで）

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	瀧口義雄君	2番	北村昭彦君
3番	堀川賢治君	4番	大地達夫君
5番	滝口一浩君	6番	貝塚嘉軼君
7番	伊藤博明君	8番	土井茂夫君
9番	大野吉弘君	10番	石井芳清君
11番	高橋金幹君	12番	小川征君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	石田義廣君	副町長	横山尚典君
教育長	齊藤弥四郎君	総務課長	大竹伸弘君
企画財政課長	田邊義博君	産業観光課長	殿岡豊君
教育課長	金井亜紀子君	建設環境課長	埋田禎久君
税務住民課長	齋藤浩君	保健福祉課長	渡辺晴久君
会計室長	岩瀬晴美君	代表監査委員	綱島勝君

事務局職員出席者

事務局長	吉野信次君	主事	鶴岡弓子君
------	-------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（大地達夫君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成30年第3回定例会が招集されました。

本日の出席議員は12名です。

よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成30年9月招集御宿町議会第3回定例会を開会いたします。

次に、議長の出席要求に対する出席者について報告いたします。

執行部のほか、本日は決算認定議案が提出されておりますので、綱島勝代表監査委員に出席いただきました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議会だより編集のため、議場内の写真撮影を許可いたしました。

監査委員から例月出納検査の結果報告がありました。お手元に配付の資料によりご了承願います。

傍聴人に申し上げます。傍聴にあたっては、傍聴規則に従い静粛をお願いいたします。

また、携帯電話の類いは使用できませんので、電源をお切りください。

(午前10時03分)

◎会議録署名人の指名について

○議長（大地達夫君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名人の指名についてを議題といたします。

会議録署名人は、会議規則第126条の規定により議長より指名いたします。9番、大野吉弘君、10番、石井芳清君をお願いいたします。

◎会期の決定について

○議長（大地達夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の日程は、あらかじめ配付した日程により、本日から2日間とし、本日は議長からの諸般の報告を行い、石田町長から今定例会に提出された議案の提案理由の説明及び諸般の報告を受けた後、2名の一般質問、報告第1号、報告第2号を行い、議案第1号から議案第8号

までを順次上程の上、質疑、採決を行い、議案第9号の議案説明及び監査報告まで行い、散会いたします。

20日は議案第9号の質疑の後、採決を行い、請願第4号、請願第5号を順次上程の上、質疑の後採決を行い、散会いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げたとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大地達夫君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日とあした20日の2日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告について

○議長(大地達夫君) 日程第3、諸般の報告について。

今定例会に際し、議長の諸般の報告については、あらかじめ配付した報告書のとおりですので、ご確認ください。

続きまして、石田町長から議案の提案理由の説明並びに諸般の報告について発言を求められておりますので、これを許可いたします。

石田町長。

(町長 石田義廣君 登壇)

○町長(石田義廣君) 本日ここに平成30年第3回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会の議案の概要説明の前に、今夏の施設ごとの入り込み状況についてご報告をいたします。

まず、海水浴客数でございます。浜、中央、岩和田、各海水浴場の合計で6万6,000人を超える入り込みがありました。今年の夏は暑い日も続きましたが、天候に恵まれたため、昨年度に比べ1割程度増加いたしました。

次に、ウォーターパークですが、施設利用者は約2万1,000人を超える好調な入り込みとなりました。

同様に、町全体の駐車場台数は、7月、8月の合計で約1万5,000台を超え、前年度に比べて600台程度増加いたしました。

また、議員の皆様を初めご関係の皆様のご理解とご協力のもと、大きな事故もなく各施設等の運営をすることができましたことに、重ねて御礼を申し上げます。

次に、今定例会にご提案いたします議案の概要についてご説明を申し上げます。

本定例会では、平成29年度各会計決算認定など、2報告、9議案をご審議いただきますが、開会に先立ちまして、各議案の提案理由及び諸般の報告を申し上げます。

報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度健全化判断比率については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、議会に報告するものでございます。

報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度資金不足比率については、町監査委員の審査に付し、その意見を得ましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、議会に報告するものでございます。

議案第1号 御宿町清掃センター燃焼設備整備補修工事請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第2号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算案（第1号）については、歳入歳出それぞれ3,364万2,000円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ11億5,914万3,000円とするものです。

主な補正の理由は、職員共済費、システム改修委託料及び前年度国庫支出金等の償還金の増額でございます。

なお、本補正予算につきましては、去る9月4日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第3号 平成30年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第1号）は、歳入歳出ともに3,984万9,000円を追加し、補正後の予算総額を11億1,547万円とするものでございます。

主な内容ですが、平成29年度における介護給付費等の実績に伴い、国・県支払基金への返還並びに一般会計への精算繰り出しについて補正を行うものです。補正財源につきましては、支払基金交付金のほか、平成29年度からの繰越金を充て、収支の均衡を図りました。

議案第4号 平成30年度御宿町一般会計補正予算案（第2号）については、歳入歳出ともに1億214万円を追加し、補正後の予算総額を38億5,801万3,000円とするものです。

本補正予算は、ふるさと納税に係る追加補正と本年4月の人事異動に伴う人件費の科目間調整のほか、町民の皆様の生活環境向上のため、生活関連道路の舗装保護費や農作物への有害鳥

獣による被害削減に向けた対策の強化を図っております。個人情報保護の観点から、マイナンバー制度導入へのより適切な対応や公共施設の維持管理など、緊急かつ必要性の高い事業に対して予算を配分いたしました。

なお、財源につきましては、基金繰り入れや地方債制度を活用するほか、調定が伸びました町税を追加して対応いたします。

議案第5号 平成29年度御宿町水道事業会計決算の認定については、町監査委員の審査に付し、その意見をいただきましたので、地方公営企業法第30条第4項の規定により、本議会の認定をお願いするものでございます。

議案第6号 平成29年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法に基づき監査委員の審査を受けましたので、議会の認定に付するものでございます。

本決算の規模は、歳入総額15億4,908万6,069円、歳出総額13億7,974万7,457円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億6,933万8,612円となりました。今年度から国民健康保険制度の広域化が図られたところでございますが、今後も国民皆保険の根幹をなす国民健康保険制度の健全運営に努めてまいりたいと考えております。

なお、本決算につきましては、去る9月4日に開催されました国民健康保険運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

議案第7号 平成29年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法に基づき監査委員の審査を受けましたので、議会の認定に付するものです。

本決算の規模は、歳入総額1億4,016万3,007円、歳出総額1億3,986万7,707円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は29万5,300円となりました。

議案第8号 平成29年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法に基づき監査委員の審査を受けましたので、議会の認定に付するものです。

本決算の規模は、歳入総額11億1,494万8,487円、歳出総額10億4,784万8,483円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は6,710万4円となりました。第6期介護保険事業計画の最終年度である平成29年度決算は、加入者及び介護サービスの利用増加などにより、歳入歳出ともに前年度を上回る結果となっております。

議案第9号 平成29年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定については、地方自治法に基づき監査委員の審査を受けましたので、議会の認定に付するものでございます。

本決算の規模は、歳入総額39億1,429万2,101円、歳出総額37億5,912万8,760円であり、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億5,516万3,341円となり、この額から翌年度に

繰り越すべき財源を引いた実質収支額では、1億4,762万6,341円の黒字決算となりました。

平成29年度における予算の執行にあたりましては、第4次御宿町総合計画前期の最終年度ということもあり、住民が希望を持ち、住んでよかったと思う特色ある町づくりへのより一層の実現に向けて、アクションプランの着実な実行に努めました。

また、少子高齢化社会への対応として、多子世帯の保育料軽減措置の拡充や小中学生への修学旅行費用補助の新設、生涯活躍の町づくりに向け、御宿版C C R C構想の詳細検討や地域再生計画の策定、さらには地域外の人材を積極的に誘致し、地域力強化を図るため、地域おこし協力隊を配備するなど、時代に適応した地域社会の維持に向けた施策を進めました。

そのほか町民のさらなる安全、安心に向け、迅速に災害情報を伝達するための自動起動統合システムを整備、また駅利用者の利便性向上のため、駅前駐車場の形態変更及び全面舗装化、さらには町の産業活性化に向けた畜産・酪農収益力強化総合対策事業を実施するなど、情勢の変化に伴って生じた新たな財政需要への対応を図りながら、限られた財源を各行政分野にバランスよく配分し、効率的な実行に努めました。

今後も町税や地方交付税など、一般財源の大幅な伸びが期待できない中、社会保障関係経費が増加し、老朽化を含む公共施設等への対応が必要となるなど、厳しい状況が続くことが見込まれます。そのため、引き続き事務事業の見直し、自主財源の確保、基金の積み立て、確保などの取り組みを進め、計画的な財政運営と安定した財政基盤の確立に努めてまいりたいと考えております。

次に、諸般の報告をさせていただきます。

6月17日、夷隅支部消防操法大会が開催され、18日には介護保険運営協議会、20日にはいすみ警察署管内防犯組合連合会定期総会、安全で安心な町づくり推進協議会定期総会、千葉県道路協会夷隅支部総会に出席いたしました。

21日には水道事業会計決算審査、22日に例月出納検査、農業再生会議、区長会議に出席し、25日には地域公共交通会議、26日につるし雛実行委員会に出席いたしました。

7月2日に地域おこし協力隊委嘱状を交付し、3日、夷隅川等浄化対策協議会、9日には野沢委員会に出席いたしました。

10日には千葉県国民健康保険団体連合会理事会、11日にいすみ鉄道対策協議会総会、12日につるし雛めぐり実行委員会、全国市町村水産振興対策協議会に出席、13日、社会を明るくする運動キャンペーン、健全な家庭づくりと青少年非行防止夏休み対策地区懇談会に出席しました。

14日にはプール開き及び海開きを行い、ビーチサッカー大会開会式に出席いたしました。

17日には例月出納検査、布施学校組合例月出納検査、決算審査、18日には一般会計決算審査、特別会計決算審査に出席し、19日に特別会計決算審査、JAいすみより防犯ブザーの贈呈があり、20日には原水爆禁止国民平和大行進が来町されました。

23日に福祉自治体ユニット理事会、24日には千葉オリパラ記念セレモニーに、南房総広域水道企業団運営協議会定例議会に出席し、26日に鴨川・大原道路早期建設促進期成同盟会、そしていすみ鉄道活性化委員会及び取締役会、27日に反核平和の日リレーが来町し、御宿町防災会議にそれぞれ出席いたしました。

8月2日にはJR本社へ外房線要望活動に、7日には特別委員会に出席し、10日には夷隅郡市広域市町村圏事務組合管理者・副管理者会議に、また区長会議に出席、17日にはオリンピック聖火リレー要望活動を行い、知事と市町村長との意見交換会に出席いたしました。

20日にはJR千葉支社へ外房線要望活動に出席いたしました。

21日には例月出納検査及び特別委員会に出席し、23日に国保国吉病院組合経営改善委員会に、27日に地域高規格道路整備要望活動に出席し、28日に千葉県防災危機管理トップセミナーに出席いたしました。

30日には国際交流協会役員会及び千葉県町村会政務調査会に出席し、31日には夷隅郡市広域市町村圏事務組合第2回組合定例議会にそれぞれ出席いたしました。

9月2日には総合防災訓練を実施し、4日には国保運営協議会に、5日には伊勢えび祭り記者発表に出席し、9日には伊勢えび祭りビッグイベントを開催いたしました。

11日には議会運営委員会、13日に例月出納検査、14日には秋の交通安全運動出動式に出席し、また敬老会に出席いたしました。

ご提案いたします議案の詳細につきましては、担当課長からご説明を申し上げますので、充分なるご審議を賜りましてご議決をいただきますようお願いを申し上げ、提案理由の説明及び諸般の報告を終わります。

○議長（大地達夫君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（大地達夫君） 日程第4、これより一般質問に入ります。

一般質問の制限時間は90分です。質問者も答弁者も簡潔にお願いいたします。

なお、質問については会議規則第63条の準用規定により、一般質問も同一の質問について3回を超えることができないことになっていますので、ご注意ください。

また、一般質問通告中に記載のない質問については認められません。議長の議事整理権に基づき制止しますので、ご注意ください。

順次発言を許可します。

◇ 土 井 茂 夫 君

○議長（大地達夫君） 通告順により、8番、土井茂夫君。登壇の上、ご質問願います。

（8番 土井茂夫君 登壇）

○8番（土井茂夫君） 8番、土井です。

議長からの発言を許されましたので、これから一般質問に入らせていただきます。

私は今回危険なブロック塀の対策、また須賀地先におけるサギ類の被害について、この2点について質問したいと思います。

順序に従いまして、危険なブロック塀の対策について入らせていただきます。

皆さんもご存知のように、今年6月に、正確には6月18日に大阪府北部地震で小学4年生の女の子が学校のブロック塀の倒壊に巻き込まれまして、本当にこの先将来長い人生があるにもかかわらず死亡してしまいました。また、場所は違うんですけども、この北部地震によって、通学路での見守り活動をしていた男性、80歳の方なんですけれども、民家のブロック塀に巻き込まれて亡くなりました。

私は、かねてからこのブロック塀については、何度か一般質問でさせていただきました。本当に私が危惧したことがこのように起こってしまったんだと、そのような感慨深いものがありまして、これは私自身なぜそんなことをとというと、昭和53年6月に宮城県沖地震が発生しまして、私もたまたま仙台に友人がいましたので、この安否を気遣いまして電話したところ、この地震では、ブロック塀の倒壊によって18名の方がお亡くなりになったわけです。そんな意味も込めて、私はかねてからこれは危ないよ、何とかしようよと話をしてきたわけでございます。

そこで、国はこの53年6月の宮城県沖地震によって、このブロック塀が危険だなということ、危険だったわけですから、建築基準法を昭和56年に改正しました。単純に言うと、ブロック塀の高さは2メートル20以下であるということ、また1.2メートルより高い場合は直線方向に控えの壁を3メートル40以内に間隔を設けて取り付けること、また内部に鉄筋を補強すること、こんな詳細な基準法の施行令が発令されました。

こんなことでやってきたわけなんですけれども、私はこの6月18日に起こった学校敷地、御宿中、御宿小学校、はたまた旧岩和田小学校も入るかどうか、ちょっと入らないんじゃないかなと思

ったんですけれども、今回のその先の議案第4号 平成30年度御宿町一般会計補正予算案（第2号）、これは後ほどまたあした一般会計補正予算の質問があるかと思うんですけれども、この中に御宿小学校正門改修工事185万8,000円を計上されています。早速こういうことをやってくれたんだと、その教育委員会に対する積極性については、私は大いに認めたいと思っております。

そこで、今回のまず6月18日、その後に官房長官から文科省、文科省から千葉県、千葉県から各地方公共団体の教育委員会に調査依頼があったんですけれども、この詳細内容については私も御宿町のインターネット、またほかの回覧とか、いろいろな形で、探し足りないのかもしれないけれども、見てきたわけですから、何もなかったから報告しなかったのかなと、そんな思いもあるんですけれども、その結果について、金井課長、報告していただけますか。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、今、議員からご質問がありました学校敷地内のブロック塀等の現状と調査の結果についてご説明いたします。

6月18日に発生いたしました大阪府北部地震によるブロック塀倒壊の事故を受け、町内の小中学校敷地内に設置されたブロック塀等について、ただいまお話がありましたとおり、6月19日に文部科学省のほうから通知が発出されまして、それを受けて6月20日に県教育委員会から教育委員会のほうに通知がございました。その通知に基づきまして、教育課職員による塀の高さ、厚さの計測、また目視や触手による劣化の有無について点検をいたしました。

その結果、御宿小学校正門脇の塀の高さが現在の建築基準法に定められた基準を超えていることがわかりました。設置から50年以上が経過しており、一部にすき間があるなど、老朽化も見られたことから、現在は子どもたちが近づかないようにロープを張り、注意喚起の表示をしております。

先ほど議員からお話がありましたとおり、基準を超えているということで、見た目の調査の後、その後内部の調査に進むのが本来でございますが、既に基準を超えている高さがございますので、今回ご提案させていただきました補正予算案のほうに計上させていただいております。今回調査が来るまでに、改修については方向性が定まりましたので、そのような報告を県には上げさせていただいております。

以上です。

○8番（土井茂夫君） ありがとうございます。

御宿小学校正門前が該当しないということで、早速対応したということで、本当に父兄の方

を初め、町民に皆さんは安心すると思います。安心、安全がとにかく大事だと思います。

次に、私は子どもたちは学校の敷地内だけではなく、通学路を歩いて学校に日々通うわけですから、そしてこの通学路というのがいろいろな公共でない民間が作成したブロック塀、多々危険な箇所が私自身が歩いてみても、危険があるなというものは本当につくづく思っております。

私は平成27年3月でしたか、御宿小学校に行ったとき、子どもたちがつくった通学路の安全マップをたまたま見まして、それにすごく驚きました。子どもたちは詳細にこの調査を先生方からの指示だとは思いますが、こういう危険な箇所をいろいろあった場所まで示して、逐次ブロックばかりじゃなく、いろいろな危険物を肌で感じたことを写真に撮って、こういうことで危険だよということを見たときに、我々もこういう子どもたちの純真な気持ちを生かさなきゃいけないんだと、つくづくそういうことを痛感しました。

その中にはブロック塀について、これは直感的だと思うんですけども、危ないなと、亀裂が入っていたり、またはブロックが傾斜していたり、こういうのを写真で撮って説明しているんですね。私が学校敷地内については、そのように対応してきたということは、本当にまず大事なんですけれども、ここの通学路を何とかしなきゃいけないなという思いでいます。

そこで、この前金井課長と話したら、教育委員会ではこの調査も実際はやっているんですよということをお聞きしまして、少しは安堵したんですけども、その調査結果につきまして、まだ我々も聞いていませんので、今日この議会でお話しできましたら、発表していただければありがたいと、まとめて今日発表できますか、できなければまた後日話していただければありがたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、通学路の現状、またその対策についてご説明をさせていただきます。

通学路につきましては、各学校の先生方にご協力をいただきまして、下校時に子どもたちと一緒に全ての通学路を歩き、建築基準法に定められた基準の高さを超える塀はないか、老朽化によるひび割れや傾きはないかなど、敷地の外からではございますが、確認できる範囲で目視による点検を実施いたしました。

全ての通学路において、数多くのブロック塀が設置されており、高さが基準を超えている塀や大きな傾き、亀裂が入った塀、また既に倒壊している塀などを確認することができました。外から見た目視による調査でございますので、本当に危険なのかというのは先ほどお話ししま

したとおり、中の点検をして初めてわかるものですので、外観としておおよそ危ないかなというものは、一応現時点で35カ所ということで把握をしております。

子どもたちは、ふだん何気なくブロック塀を通り過ぎて登下校しておりまして、もしかしたら自分の通学路にひびが入ったブロック塀があることを意識していなかったかもしれませんが、今回先生方と一緒に実際に歩いて危険箇所を確認したことで、災害を自分のこととして捉え、自分の身を守るにはどうしたらよいかと考えることができたのではないかと考えております。

子どもたちの周りには、ブロック塀だけでなく看板や窓ガラス、自動販売機や屋根瓦など、危険なものはたくさんあります。その多くは個人の方が所有するものですので、所有者の方のご協力がなければ改修や撤去というのはできず、改善されるには時間がかかることと思われま

す。そのような中、子どもたちが安全に登校できるようにするためには、子どもたち自身が災害時には何が起きるのか、揺れたらどうなるのかを想像し、予測することができるようになること、そしてそれを回避するにはどのような行動をとればよいのかを話し合い、訓練等を通して子どもたちの知識、体験としていくことが大切であると考えております。

先ほど議員からお話が出ましたとおり、学校では防災訓練や地域安全マップなどの作成を通して、児童生徒が自ら危険を回避する行動がとれるよう指導するとともに、今後も地域、保護者の方の協力をいただきながら、さらなる防災教育の充実を図ってまいりたいと考えております。

○8番（土井茂夫君） ありがとうございます。

早速ですが、目視で35カ所ある。多分、その目視ですごく危険だなと感じるのは、専門家を待たずしてわかる行為だと思っています。子どもたちがこの町の宝だと町長も言っています。そのとおりであります。これを何とかしていかないと、課長が言っているように、防災訓練も生かす、それも本当に大事です。でも、我々大人にとって、こういうものがあるということが一つでもよくすること、我々の責務でありますよ。

これは後ほど町長にも聞きたいと思いますので、またその先に移りたいと思いますけれども、さらに通学路以外のブロック塀対応、これは多分建設環境課のほうに該当するとは思いますが、先ほどのものと類推するのは、民間施設であるということですね。これは共通している話であります。いろいろ難しい面は多々あるんだと思いますけれども、町民の方にこのように危険ですから、私たちも考えますから何とかしてくださいよという切なる願いを発することが私は大事だと思っています。

そこで、通学路以外のブロック塀の対策につきまして、建設環境課長、いかがに考えているか、共通点は同じだと思うんですけども、守備範囲だと思いますので、よろしく願います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 通学路も含めまして、建設環境課における対応についてお答えいたします。

まず、初めに大阪府北部地震発生後、ブロック塀の安全確認について、町ホームページに掲載するとともに、全戸にチラシを回覧し、ブロック塀の所有者等に周知をいたしました。

また、7月に県建築指導課の依頼により、県夷隅土木事務所と協力して、町内2校の小学校を中心としたおおむね半径500メートル区域内の通学路にある高さが1.2メートルより高いブロック塀の設置状況を調査しました。当町においては、9カ所該当するブロック塀があることを確認しました。今後、この9カ所のブロック塀について、県の建築職員が点検を実施しますので、町は調査に係る広報や調査への同行について協力することとなっています。

点検方法としては、調査実施要領に基づき敷地外部からの目視点検を行い、危険性があるブロック塀の所有者については、早急に改善するようお知らせします。お知らせの中には、詳細調査や改修工事についての相談先として、千葉県建築士会や千葉県建築士事務所協会などの電話番号が記載されることとなっています。また、通学路以外の道路につきましても、ブロック塀の把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○8番（土井茂夫君） ありがとうございました。

ちょうど通学路、本当に延長が長い中で、そういう危険物があるということ、今おっしゃった専門家によってそういうものをさらにチェックする。これはすごく大事なことだと思います。これは専門家によるチェック強化ということで、新聞に記載がありましたので、話させていただきます。

ブロック塀が安全かどうか、学校関係者が外見を点検しただけではわからない。基礎がしっかりつくられているかなど、専門家によるチェックの強化が必要だ。子どもの命を守るには、通学路や緊急車両が通る道路沿いの塀を点検すべきだ。危険な塀は撤去するよう所有者に指導し、その費用を行政が補助する制度を充実させることが有効な対策となる。国は今後も追跡調査を実施し、一過性の対応にとどまらないようにしてほしい。これは福岡大学の古賀先生からの専門家による話です。

ちょっと前後して申しわけありません。この北部地震で小学生は高槻市の小学校だということですね。このときは53年の災害からずっとブロック塀は危険であるということを何年ごとか点検していたそうですけれども、これは教育委員会の職員なんですね。目視点検は、そういうのも大事です。決してそれを私は否定するものではありません。

ただ、中に鉄筋が入っているとか、基礎が十分に土の中に入っているか、そういう私は専門家の意見を聞いて、これを実施していく必要があると思います。当初テレビなんかで見たとき、高槻市教育委員会の職員は平謝りだったですね。このことは肝に銘じていく必要があると思います。

御宿町もこういういろんな目視によったと、目視によったということもそれは大事なんですけれども、この先の話なんですけれども、何がそこにブロックが危険であってこういうことが起こったとか、そういう専門家の目で点検していただいて、今後の対策を立てていく必要があると思います。

そこで、結構私も専門家の建築士も知っています。そういう方々も、学校のことだから協力しようという方もいらっしゃるんですよ。だから、そういう一線は引きましたけれども、その問題に建築士の方は長年やっていますので、そういう方にボランティアを呼びかけて、お年寄りですから、一気にやっちゃうんじゃなくて、スケジュールを立てて、そういう点検をしても良かったらどうかなという私からの提案です。

それと、またかつては御宿町には生け垣条例というのがあったそうですね。今では廃止された。実は御宿台については、最初から特別やむを得ない場合、自分の自宅の正門、そういう部分的にやむを得ないものは認めているんですけれども、あとは生け垣でやってほしいよということで、初め土地を購入したときにそういう基準がございまして、実施しています。

私は、こういう地震に強いというか、倒れても少なくとも被害が最小限に収まるような、こういう生け垣条例をまた復活したらいいのかなと、そのように思っております。何でこの生け垣条例、せっかくつくった条例を廃止したのか、その辺は今のところ私にはちょっとわかりませんが、今後も調べていきたいなと思っております。

そして、教育長、私は教育問題、トップですからお聞きしたんですけれども、こういう調査結果が出たら、インターネットなり、いろいろな知らせる方法あると思うんですけれども、お年寄りはお年寄りのほうで何かあると思うんですけれども、町民に知らせて安心させるというか、調査結果を教育委員会だけじゃなくて、町民にも知らせる努力をしたいと思うんですけれども、教育長、どうでしょうか。

○議長（大地達夫君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤弥四郎君） 児童生徒の安全は、学校教育において最優先しなくちゃいけないことだというふうに思っております。

保護者も家族の方も、朝子どもが「行ってきます」と元気に家を出て、そしてただいまと帰ってくるのが家族も保護者も一番望んでいることだと思いますので、この安全については、これからもぜひ最優先していきたいというふうに思っております。

今回、危険な箇所該当したのは御宿小学校の校門1カ所だけだったんですけども、ぜひ早く補正予算をつけていただいて、早く改善していただきたいと思っております。

通学路、ブロック塀だけじゃなくて、先ほどから出ておりますように、いろいろな危険が出ていると思います。ブロック塀は今後また環境課関係機関と連絡をとり合って、情報を共有しながらぜひ進めてまいりたいというふうに思っております。

そして、今おっしゃったように、危険な箇所がたくさんあると思いますので、広報等を通じ、ここが危ないよとかいうふうに町民に周知していきたいなというふうに思っております。

また、同時に、今、課長が答弁しましたように、子どもたちにとにかく「自分の安全は自分で守る」ということを徹底しながら、危険を回避するために、保健体育とか、学級活動とか道徳とか、全教育活動で子どもたちにも徹底させ、知識や危険を回避する技能を身につけさせていきたいなというふうに思っております。

○8番（土井茂夫君） 教育長、一つだけ先ほど言った情報公開というか、その調査結果を町民にこういうところが危ないんだよ。これは安全でしたよとか、何かそういう広告宣伝というか、そういうことを今後やっていく。

例えば、今回御宿町は正門だけはちょっと危なかったよという、そういうような先ほども話した町民の方もそういう関心ある方は、どうだったのかなという思いがあると思いますので、大事な子どもたちの危険を回避する現状を報告していただければありがたい。その辺について、何か今回もなかったから、ぜひともしてもらいたいという意味で、そのことをちょっと教育長に決意を聞いたかったんですけども。

○議長（大地達夫君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤弥四郎君） 広報活動としまして、町の広報を使ったりとか、あと各学校にホームページを開設しておりますので、ホームページとか等で「ここは危険だよ」とか、また「ここは危険だったところを改修しましたよ」とか、そういう報告はぜひこれからしてまいりたいというふうに考えております。

○8番（土井茂夫君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、町長に今お聞きになった通学路が目視だけで35カ所もある。通学路以外にも9カ所あると。この問題につきましても、先ほど専門家が話したとおり、町民にとってもこれを除去するにはお金がかかることです。でも、お金がかかって広報するだけでは一向に先に進みません。その辺について、町長の今回のこの問題について、どのように思って、今後どういうことで進めようと思っているか、その決意のほどをお聞きさせてもらいたいですけれども、よろしくお願いします。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） ご質問ありがとうございます。

ブロック塀を災害が起きたときに事故が起きないように整備していくということでございます。これは防災に対する備え、防災対策の強化だと思うんです。いろいろ総合防災訓練なんかやっても防災対策の強化と言いますけれども、防災対策というのはいろいろな形がありますね。

そういう中で、私たちの使命は町民の命を守ることであるので、ご指摘のとおり、これは、今、教育長もお答えございましたけれども、また先ほど町内の一部状況が報告されていますけれども、通学路を中心に、あるいは町内全域を関係機関、あるいは関係課の協力のもとで内部協議をして、しっかりとこの対応をとっていきたくと。

一度にはできませんけれども、しかしながらいろいろな災害が懸念されるということで、いつ起こるかかわからないということがございますので、できるだけ早く関係機関の協力、あるいは関係課との内部の打ち合わせ、そして今ご指摘いただきました、できるだけ町民の皆様方がご自分のブロック塀なり、ブロック塀を改善できるような処置を検討していきたくと、これは防災対策の強化の一部だと考えておりますので、よろしくお願いします。

○8番（土井茂夫君） そういう言い方をされると、確かに回答としては満点に近いのかもしれませんが、ここは行政外のブロック、これをいかに減らしていくか、それについて、町長、もう一つ突っ込んで、町長の考えを、というのは、この専門家が言っているように、ある面で補助を民間にして促進させるようなそんなお考えがあるのかどうか、私はその辺まで積極的に進めてほしいんですけれども、その辺はどうなんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今、土井議員がご指摘いただいていますように、例えば建築家等の専門にかかわる人とか、あるいは当然千葉県の出先機関である土木事務所がありますけれども、そういった関係機関の協力は必然的なことでございますけれども、そういう中で、これは各個

人の財産ということでございますけれども、先ほどお話に出ましたように、何らかの形である部分を補助とか、そういうものを内部で検討して、できるだけこのいわば防災に対する備えが進むようにしていきたいと思えます。

○8番（土井茂夫君） 町長の発言は積極的に進めていくと、そういう理解でよろしいんですね。ありがとうございました。

ブロック塀問題はそこで終わりにさせていただきます。

続きまして、須賀地先のサギ類による被害、これについて質問させていただきます。

実は、28年までは町営プールの海岸沿いの砂防林に、このサギ類がコロニーを形成していたわけですが、しかし、プールの夏季の営業時期にふんが落下して困難をきわめたことから、町はプールから放水で巣を落とし、山へ移るんじゃないかなと思っていたところ、実は町営プールの道路を隔てた須賀地区の町営住宅に隣接した砂防林にコロニーを今年形成しました。

私も現地を見たんですけれども、とにかく被害は町民から聞くところによりますと、私も感じたんですけれども、落下したふんによって洗濯物や自動車が汚れてしまうそうです。また、あのサギの羽毛が飛散して窓もあけられない。これは今言ったのは8月ごろですね。窓もあけられない。窓ガラスにふんや羽毛、羽が付着しちゃう。

また、昼夜問わず24時間鳴き声を立てて、特に早朝や夕刻は激しいんですね。何か騒音量としては地下鉄の騒音レベルだそうです。私も8月の昼間に行ったんですけれども、とにかくあの蒸し暑いのに、ひながギャーギャー、ギャーギャー、親が帰ってきたら餌をもらうんでしょうね。それは鳥もそうなんだろうけれども、ギャーギャー、ギャーギャー、本当に不規則ですからうるさくて、うるさくて、正直私はこの人たちの四六時中こんなにやられていたらたまらないなど、そんな思いをしました。

また、下草がふんで汚染されて悪臭がひどいんですね。まだ私は見たことないんですけれども、草でハンゲツソウというのがあるんですね。ちょうど青い部分が一部白くなるハンゲツソウという草があるそうなんですけれども、まさにその草があるんじゃないかと思えるぐらい、または白い葉っぱでそういう草があの一面に異様な光景を正直見ました。

また、幼鳥が車庫に入ってきてまして、玄関先に近づいて、町の町道に死んでいたりしました。そんな被害を目の当たりにしまして、これは町民からのこういう訴えは本当にこれは大変だなという思いがしまして、何せサギ、人の詐欺じゃないですから、鳥のサギなんですけれども、鳥獣保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律、一般的には鳥獣保護法だそうですけれども、許可なく捕獲すること、捕まえたり殺したりすることはできない定めになっていると。

それはそうでしょうね。サギを捕獲するには、鳥獣保護法第9条で許可を得なきゃいけないというような鳥獣保護法に記載されているということで、町民はこういう当然規定がありますので、いてもさわりづらいですよ。俺違反したんじゃないかと、捕まえようとしたんじゃないかと、そんなようなことで苦慮をしているそうです。

また、この違反をすると1年以下の懲役、100万円以下の罰金に処せられるということで、町民は本当にこの鳥に対して、本来なら人間と共生できれば一番いいんでしょうけれども、なかなか共生は難しい中で今日に至ってしまして、たまたま私が9月9日、ちょうど伊勢えびのビッグイベントですか、そのときにその辺をちょっと見たら、この9月9日にはサギが1羽もいないんですよ。何でサギってあれだけ8月中にはいたのに、なぜいないのかなということでも私自身びっくりしたんですけれども、何か渡り鳥らしいんですね。中にはまだ田んぼの周りにはシロサギなんか見かけるんですけれども、渡り鳥で、どこに帰るのか知らないんですけれども、もう渡っていったということなんです。

そこで、これは建設環境課、今回のいろいろな幼鳥が民家に出没したり、この悪臭というか、そういうものについて、相談窓口が建設環境課だったものですから、ここにいろいろ住民からも、私からも話に行きました。いろいろ手を施すのはなかなか大変なんですけれども、対応してくれまして、とりあえずは悪臭を消す消毒、8月10日ですかとか、あと幼鳥の保護、こういうものをこの暑いさなかやっただけでした。本当に大変な作業だったなど、そのように感謝しております。

そこで、課長、申しわけございません。ここの現状対策、今ここでは鳥がいなくなっちゃったから、ある面ではいろいろとやりやすいのかもしれないんですけれども、現状の対策、どのように考えているのか、お知らせ願いたいんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） サギにつきましては、平成23年ごろから町営プール脇の砂防林に集団繁殖地を形成してきましたが、今年に入り、道路を隔てた住宅地側の砂防林に移ったため、建設環境課で担当することとなりました。

現状での対応ということですが、5月に近隣住民からふんや悪臭被害の報告を受けましたので、町から保安林を管理する千葉県南部林業事務所へ対応を依頼し、6月に下草の除草が行われました。また、8月には南部林業事務所に御宿町と鳥獣保護を担当する千葉県夷隅地域振興事務所が協力し、消臭剤及び消毒薬の散布を実施したところです。また、集団繁殖地周辺におきましては、死骸の回収や徘徊するサギの保護を行ってまいりました。

サギ類は、鳥獣保護法により保護されていますので、許可なく捕獲することができません。また、集団繁殖地において、その卵やひなを採取し、捕獲することも禁止されています。このため繁殖期間、4月から8月のことを言いますが、この間は繁殖地の草刈りや薬剤の散布が主な対策となるものございます。

以上です。

○8番（土井茂夫君） ありがとうございます。

最後になりますけれども、住民は来年も同じことが、こういうことが起こること、被害が同じように来年も起こること、これは少なくとも想定していなくて、何とか対応願いたいという気持ちでいっぱいです。

多分、こういう被害は御宿町では直接住民がこういう鳥への被害を受けるということは初めてなのかなというような思いでいます。そこで、来年はこんなことを町民に強いることは、私は行政の無策だと思いますので、ぜひとも何らかの対策、これからの今は鳥いませんので、対策を県の南部林業、自然保護課ですか、あと町と、本当は県と町ですから2者なんですけれども、この辺でどんな対策を打ってくれるのか、こういう被害は何らかの恒久的な対策、または一生懸命にわからないんだけど、対策をとってくれる。そういう態度が町民も理解することだと思ふんですよ。

埋田課長、いろいろすみませんが、この辺の将来対策というか、こうしたら多分鳥のことだから、専門筋じゃないですけども、専門家にも聞いて、来年はコロニーをその場所につくらないような方法は、どういうスケジュールで進んでいくとできなくなるのか、その辺の考えをお伝え願えれば、その付近の町民の方は辛抱ができると思いますので、ぜひともお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 今後の対策でございますが、集団繁殖地が形成された場合、有効な対策をとれなくなりますので、ひなの巣立ち後に来年の再発を防止する対策が必要になります。来年に向けた対策につきましては、千葉県南部林業事務所と千葉県夷隅地域振興事務所、御宿町の3者により10月を目途に会議を行い、営巣を防止する方法を中心に協議する予定です。

町といたしましては、今年のような住民に対する被害が繰り返されないよう、保安林を管理する千葉県南部林業事務所へ必要な対策を強く要望するとともに、関係機関の協力を求めながら、来年の再発防止を図りたいと考えます。

○8番（土井茂夫君） ありがとうございます。

最後に町長、こういう県との対応ということで、課長も担当もいろいろ対策をこまねいているんじゃないかと、なかなかうまくいかない面もあるような感じも私はします。

そこで、町長、この辺の県との対応とか、またこのサギ問題について、町長の所見はどうでしょうか、お聞かせください。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） サギの問題についてのご質問であります、今お話に出ておりましたように、去年は地曳橋から中央駐車場に向かって左側のいわばプール側の林に営巢いたしましたけれども、それは昨年夏が終わった段階で、南部林業事務所と地域振興事務所とご協力いただいた中で枝の伐採をしたわけですね。いわば年が明けると、1月、2月になったら営巢に入りますから、今年じゅうに対応が必要なんです。ですから、松の枝が出ていますけれども、それを巣がつかれないような状況に伐採していただくと。

しかし、南部林業も砂防林の使命といいますか、役割といいますか、ありますので、その辺の伐採の度合いをお考えだとは思いますが、去年はプール側にそのような状況があったけれども、そのようにしていただいて、今年はおそこにはつくらなかった。結果として道路の反対側になりました。当然今年もこの年内にそういう作業が今年つくった道路の中央駐車場に向かって右側のそういう作業が必要ではないかなと思います。

その辺で、地域振興事務所については、保護鳥の関係ですから、守るということでございますので、営巢する前への対策ということで、南部林業事務所の大きな協力を得なくちゃいけないと考えております。

それと、もう一点ちょっと懸念するのは、プールの海岸側、いわば夏に海岸売店が建つ丘側の森林といいますか、松がずっとありますので、その辺も例えば道路の今年つくられた右側を枝を伐採して、そこにいなくなったとして、次にどこに移るかということを考えたときに、あの周辺からいなくなっただけならば一番いいんですけれども、次への段階がどうなるかというのはなかなか想定できないんですけれども、できるなら海岸売店の裏側の松も少し手を入れていただけたらなどは私も考えているんですが、ぜひ南部林業のご協力をいただきながら、昨年プール側がそのように営巢しなくなったということで成功していますので、そういう対応をぜひやっていきたいなど、関係課皆さんと関係機関、官庁との協力をお願いしたいと思っています。

○8番（土井茂夫君） ありがとうございます。

町長の陣頭指揮で、この問題を自ら積極的に解決するんだという意気込みでやってもらいたいと思います。

以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大地達夫君） 以上で、8番、土井茂夫君の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩いたします。

(午前11時16分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午前11時29分)

◇ 堀川賢治君

○議長（大地達夫君） 3番、堀川賢治君、登壇の上ご質問願います。

(3番 堀川賢治君 登壇)

○3番（堀川賢治君） 3番、堀川です。一般質問の時間をいただきましたので、これから質問をさせていただきます。

今日は御宿町の防災対策全般について質問をさせていただきます。

大災害というのは、1つは台風と豪雨、もう一つは地震と津波、2つに分けますと大きな2つの大災害が今日本列島に押しかけてきています。ただ、台風と豪雨については、まだ二、三日間の準備期間がありますが、地震については瞬間です。ほとんど準備期間がありません。

今年の9月6日だったと思いますが、北海道大震災がありました。災害地、あるいは被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。災害は忘れたころにやってくる時代はもう終わっております。ある人の言葉をかりますと、大災害は忘れないころにやってくると。

といますのは、阪神・淡路大震災がありました。これは大火を伴っておりますが、1995年、その9年後に中越地震がありました。2004年です。それから7年後に東日本大震災、これは津波が伴っております。これが2011年、それから5年後、熊本大震災がありました。これが2016年、そして2年後、北海道、今年です。2018年、9年後、7年後、5年後、2年後と、しかも阪神、中越、東北、そして北海道とばらばらです。日本列島ばらばらに震災が押し寄せております。

私どもも実はこの前町村議会研修会に参加をさせていただきまして、そのときも先生方はこの面に触れておりましたので、若干そこあたりの先生方のご意見も引用させていただいております。

ます。

また、新聞、マスコミ等の報道によれば、全国的に震災発生の確率が高くなっていると。特に近隣だけを申し上げますけれども、首都直下、房総半島の発生確率が高くなっていると報道されています。もう一つの報道によりますと、千葉沖で超大地震が目前に迫っていると、その前兆現象がスロースリップ連発と。確かに、最近はスロースリップ、連発しております。恐らく首都直下地震、あるいは房総半島、30年以内に70%の確率だとか、マグニチュード7級の大きな地震だとか、いろいろな報道がされております。

私も御宿に住んで23年になります。今までは鹿児島にありました。鹿児島は大体風速40メートルから45メートルの台風が年間4回ぐらいは毎年来ておりました。高校までは鹿児島にいましたが、その後大学から外に出ておりますので、その後は経験していませんが、あのころ鹿児島では40、45メートルの台風が年間4回ぐらい来ていますから、災害対策については非常に神経質に準備するということでした。

ところが御宿へ23年住んでおりますが、今までほとんど災害はありません。台風も大した台風ではございません。非常に気候に恵まれて住みやすい土地柄で、ぬくぬくと今ここで生活しておりますが、やや言葉を選ばなければ、ゆでガエル的になっているんじゃないかと自分にも時々気合を入れるときがありますが、ところが近々の全国的な気候変動といいますか、あるいは豪雨とか地震発生状況を見ますと、御宿町も今まで以上に災害準備に取り組まなければならないときが来ているんじゃないだろうかというふうに思っております。

これも地方自治体の災害に対する対応能力の実態、地方自治体の実態の記事がございましたので、紹介と、我が御宿町はどうかということで、ちょっと述べさせてもらいますが、1つは高齢化が地方自治体、市町村、特に市町村は高齢化がどんどん進んでいると、それから単身世帯と書いてあります。独居だと思いますが、独居もどんどん増えていると、それから近隣の付き合いが非常に減ってきていると、もう一つは自治体職員、あるいは消防団員も減り続けていると、これが今地方自治体、特に市町村の実態だと。これで、この状態で果たして災害対策はどうなるんだろうかという危険信号をある学者先生、専門家の方が述べております。

この対応の仕方はいろいろあるんですが、私はここで今叫ばれている地方創生で町を立て直さない限りは、といいますのは人口減少対策とか、あるいは若者移動とか、こういうもので対応していかなければ、今述べました高齢者の問題、独居の問題、それから自治体、職員の問題、消防団員の問題、こういう問題は解決しないのではないかというのが一つのこの先生方の信号ではないかなと思っております。この結果、自助、共助、公助がますます厳しくなっていると、

これが地方自治体の特に市町村の実態だと。

もう一つ私は今地震を中心に質問しますということで、もう一つのあれとしましては、一般論として申し上げます。行政は非日常的なこと、あるいは有事のときに苦手だと、すなわち日常行為に必要な組織体制、あるいは職員の配置、あるいは手続、継続、安定性、先例を重視するというのがそういうもので物事を判断していくという体制になっていると、これも先生方の話ですけれども、先例重視、今までこうだったからというのが先例重視ですが、そうになっていないかどうか。

もう一つこれはどこでもそうだと思うんですが、平時のリーダーシップが有事のときに発揮できるかどうかと、これも疑問視されています。有事のときは十分に考える時間がない中で、限られた情報をもとに次々に重要な判断と決断が求められる。これは誰がやるんですか、我が町のリーダーは町長です。しかし、町長がその座に來られなかった場合誰がやるのだと、ナンバー2は誰だ、ナンバー3は誰だと、こういうような準備もしとかなきゃならないと。有事のときは平時のときの組織は動きません。リーダーシップが非常に必要とされる。そういうことで、有事のときのために組織化、日ごろからの平時のときから有事のときにもできる組織化、あるいはシステム化、役割分担、あるいは日ごろの訓練、これはイメージ訓練も含めて訓練が必要だとされています。

平時のときのリーダーシップが有事のときはリーダーシップはとれないと、しかしとらなきゃならない。誰かが決断をしなきゃいかん、判断をしなきゃいかんというのを求められているというふうに言われております。

そこで、こういうことを前提として具体的な質問を総務課長にお願いしたいと思います。

1つは、我が御宿町の地震、津波が発生したとき、国や県から町への情報システムはどうなっているのか、それを受けて町から消防団、あるいは自治会と申しますか、各町民への情報伝達システムはどうなっているのか、第1点をお答えいただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、まず有事におけます国や県から町への情報システムについてお答えをさせていただきます。

国から町への情報は全国瞬時警報システム、Jアラートにより地震、津波、火山、大雨などの気象警報と武力攻撃などの危機情報について伝達が行われます。また、千葉県からの災害情報につきましては、県庁と市町村、消防本部、県出先機関等をオンラインで結ぶ千葉県防災情報システムにより、罹災情報避難勧告指示情報等の収集など、防災に関する各種情報を共有し、

的確な防災対策がとられるよう、情報システムの体制が図られておるものでございます。

また、町から消防団、自治会、住民の皆さんへの災害避難情報の伝達につきましては、基本的には防災業際無線を使って情報伝達を行っております。また、迅速な災害情報の提供を目的とした全国瞬時情報システム、Jアラートやエリアメール配信に加え、町防災行政メール配信サービスを今年5月から開始し、携帯電話やスマートフォン、町ホームページ等、複数のメディアへ情報発信を開始するなど、情報伝達手段の多様化を図ったところでございます。

防災行政メールサービスにつきましては、複数の手段による確実な情報伝達、また町外に外出中の方への情報提供等も行えるため、多くの方の避難行動など、防災対策に役立てていただくため、今後も広報紙、町ホームページ、防災訓練、イベント等、機会を捉えてご案内をさせていただきます、多くの方に登録をお願いしていきたいと考えてございます。

○3番（堀川賢治君） 次に行きます。

津波避難対策というのは考えられたことがあるのかどうか、また平時における日常の訓練実施ということを実施されたことがあるかどうか、お尋ねします。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） それでは、津波避難対策についてお答えをいたします。

東日本大震災では、町においても人的な被害はなかったものの、津波による漁港内への砂の堆積や車両の流出など、被害が発生をしております。また、大規模地震の発生について報道機関等で取り上げられるなど、地震・津波対策の強化が求められております。

津波避難につきましては、とにかく避難をすることが命を守る行動となります。この危険をいち早く住民の皆さんにお知らせするため、全国瞬時警報システム、Jアラートから直接町防災行政無線により情報を伝達することとなっております。

また、町では津波発生の際、住民の皆さんが速やかに避難できるよう、津波避難計画の策定や津波避難誘導看板の設置を行っており、また町内8カ所のマンションと津波避難ビル協定を締結するほか、津波ハザードマップの全戸配布をするなど、津波対策を進めてまいりました。

このほかにも津波避難訓練を通じて各自の避難場所や避難路の確認、自主防災会と共同による里道を使った避難路整備など、住民の皆さんの協力や参加をいただきながら、津波避難対策を進めているところでございます。津波から身を守るためには、早期の避難が重要であることから、今後も津波避難訓練等を実施するとともに、さまざまな機会や方法を活用し、引き続き住民の防災意識の高揚を図ってまいりたいと考えております。

次に、平時、日常の訓練の実施状況についてでございます。

今年には北海道胆振東部地震、大阪北部地震の発生や千葉県東方沖でスロースリップと呼ばれる地震が多く観測されるなど、地震、津波への対応や各地で記録的な豪雨による土砂災害や浸水被害などが広範囲で発生をしており、各種災害に対するさらに一層の防災力の強化が求められています。

町ではこうした災害に対応できるよう、消防団、自主防災会と協働で防災訓練を実施しているほか、津波ハザードマップや各家庭でさまざまな災害に備えていただけるよう、防災全般の日ごろの備えなどを記載した防災総合ガイドブックを配布するなど、住民一人一人が自分の命を守る行動ができるよう、平時から防災意識の高揚に取り組んでおります。

防災訓練の実施状況につきましては、毎年訓練会場を変え、各地域をまわり、地震、津波や土砂災害など、各自主防災会の皆さんと協議しながら、各地域で発生する災害を想定した避難訓練を実施するとともに、災害の記憶を風化させないように、東日本大震災で実際に被災した方の被災体験や土砂災害に関する講習会等を開催してきました。

今年度につきましては、御宿台区自主防災防犯会と協議を行い、地震を想定した安否確認訓練のほか、全地区の自主防災会等を対象とした初期消火訓練や煙の中での行動体験、広域消防、自衛隊、日赤などの防災関係機関の協力をいただき、応急救護や給水、炊き出しの訓練を実施したところでございます。

○3番（堀川賢治君） 東京を中心にした首都直下型の地震があった場合、今まで遠方ですから、北海道も東京の司令塔がきちっとしていますので、いろいろな支援体制ができるわけですが、首都直下型の地震があった場合はかなり現地でといいますか、ここは被害があるんだろうと思うんですけれども、例えば有事のときの飲料水の問題、食料の問題、トイレの問題、医療、看護、介護の問題、こういう問題の備蓄状況というのは、遠方である場合は余り影響はないんですが、首都直下型だったら、ほとんど東京からの支援といいますか、政府からの支援といいますか、それがかなり厳しんじゃないかなと思います。

というのは、今の地震の発生状況を見ますと、どこで起きるかわからないと、だから今までと違って、明日来るかもわからない。それがしかも房総半島かもわからない。あるいは首都がやられているというようなことも想定されるのではないかなと。ここらについて、備蓄状況はどうあるべきかと。

もう一つは医療、看護、介護はどう体制ができるのかと、我々住民の皆さん方を守っていかなくゃならない立場にありますので、その準備をどうすべきか、ここで回答は要りません。備蓄状況を再検討する必要があるのではないかということだけ提言をしておきます。

もう一つだけ有事のときの行政、あるいは消防団、あるいは各行政区、自主防災、そして議会、我々議員の役割分担は今現時点で明確になっているのかどうか、いかがでしょう。

○議長（大地達夫君） 大竹総務課長。

○総務課長（大竹伸弘君） 有事の際の行政、消防団、各区、そして議会の役割分担についてということでお答えを申し上げます。

まず、町の役割につきましては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関の協力を得て、町地域防災計画及び法令に基づきまして、有事における被害が最小化及び迅速な復帰を図ることが役割とされております。

町では災害対策本部を設置し、被害に関する情報の収集と伝達、避難所の開設、応急復旧、他機関との連携、協力など、多岐にわたる業務を担うこととなります。消防団につきましては、地域の重要な防災力として地域とのつながり、日ごろの訓練や団員の団結力を生かし、消火活動、救助者検索、救助活動、避難誘導などの役割を負ってございます。

各区自主防災会につきましては、協力をし合い、助け合って行動し、地域の被害の状況や火災の発生状況を町や消防に伝えるとともに、町から出される災害の正しい情報を住民に伝達、避難誘導、避難所の運営の協力等の役割をお願いすることとなります。

議会の役割についてでございますが、町の防災計画の中におきましては、議会が行う防災活動の記述についてはございません。平常時と同様に、災害発生時においても、議会は町の議事機関としての役割を担うこととされておるものでございます。

しかし、発災直後の状況等につきましては、これまで被災した他の地方公共団体の取り組み等から見てみますと、大まかには発災直後は安否確認を含めた連絡確認、地域での活動や情報収集、また初動期経過後につきましては、町対策本部との情報の共有、また議会としての一元的な情報提供などを行っていただいております。位置づけがあるようでございます。

○3番（堀川賢治君） 消防団とか各区については、これは行政のラインですから、今おっしゃったとおり市、ただ議会が問題なんですね。

これについても、この前の町村研修会するときにもそういう話が出ておりましたが、我々議会とか、議員とかいえ、どんな立ち位置で対応していけばいいのか、あるいは結局リーダーシップをとる行政のラインに我々が介入するとおかしくなっちゃうんですね。ですから、これは議会でやるべき問題かもわかりませんが、我々議会、あるいは議員の存在というのは非常に難しい。これについても、明日起こるかもわからない大震災に対しては、御宿町の組織の一員として議会の立ち位置を検討しておく必要があるのではないかというふうに思います。

1つだけ最後にあと5分ありますので、これは朝日新聞に避難情報というのが出ておりました、住民避難意識を変えてというようなものが今住民の意識改革をしなければ今日の大災害は対応できないと、朝日新聞、これは調査の結果です。

そういうものが出ておりましたので、その中で私も詳しくは今まで知らなかったんですが、避難情報に3通りあります。

1つは避難準備、高齢者等避難開始という情報を町民に流すと、これは支援が必要な人のために早目に避難を促す情報だと。次が避難勧告、危険度が高まり、住民に避難を要請すると、これが避難勧告だそうです。その次が避難指示というやつですね。差し迫った危険があり、急いで避難するよう求めると、この3つの住民に対する避難情報があると。

これについても、この朝日新聞によりますと、なかなか住民の方々が中身がよくわかっていないと、こういう情報の中身について、これを受けてどう対応しなきゃいかんかということについても、住民の避難意識改革に大きな役割を果たすんじゃないかというようなことを朝日新聞で出ておりました。

私がここで今日一般質問しました大きな目的は、5年前につくった計画ではだめだと。これだけ大災害が9年後、7年後、5年後、2年後というサイクルで起きてきているということと、しかも災害が大きいんですよ。これに台風と豪雨が重なってきますので、かなり私は言葉を選ばなければゆでガエルから脱皮していかないと、今までないからと、この10年間なかったからと、あるいは20年なかったからという時代は終わっているんじゃないかというふうなことを感じます。

そういう意味で、これから大災害対策についてもう一度、我々議員も一緒ですけれども、御宿町の住民のために取り組んでいくべきではないかということを提言しまして、私の一般質問を終わります。あと1分残っているのですが、終わりです。ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） 以上で、3番、堀川賢治君の一般質問を終了します。

ここで、午後1時30分まで休憩といたします。

(午前11時57分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時33分)

◎報告第1号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第5、報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度健全化判断比率についてを議題といたします。

田邊企画財政課長の報告を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 報告第1号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度健全化判断比率についてご報告いたします。

健全化判断比率は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことで、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生の必要性を判断するためのものがございます。

なお、議会への報告の前に監査委員の審査に付すこととされておりますので、去る7月19日に実施されました決算審査におきまして審査をいただいたところでございます。結果及び意見につきましては、決算審査意見書28ページのとおりでございます。

それでは、平成29年度決算に基づく健全化判断比率についてご説明いたします。

議案2ページ、平成29年度決算に基づく健全化判断比率の表をご覧ください。

実質赤字比率は、一般会計の実質収支が赤字となる場合、その額の標準財政規模に対する割合を示すものがございます。御宿町の場合、平成29年度は黒字決算であることから、非該当となりました。

なお、参考といたしまして総務省から示された算式に基づく比率を申し上げますと、マイナス6.25%となり、昨年度のマイナス5.98%から0.27ポイント減少した結果となりました。減少の要因といたしましては、実質収支額が増加したためでございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、一般会計に加え、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の特別別会計の収支、さらには公営企業における資金不足額など、町のあらゆる会計に係る収支の全計から判断するものがございます。平成29年度の連結実質収支は黒字のため、非該当となりました。

なお、参考といたしまして総務省から示された算定式に基づく比率を申し上げますとマイナス58.71%となり、前年度のマイナス55.46%から3.25ポイント減少した結果となりました。減少の要因としましては、連結実質収支額が増加したためでございます。

次に、実質公債費比率でございますが、地方債の元利償還金に加え、一部事務組合等への負担金や他会計繰出金のうち、公債費に準ずる経費の標準財政規模に対する割合を示すもので、平成29年度決算においては5.7%となりました。昨年度の6.2%と比較しますと0.5ポイント減

少いたしました。主な要因は、平成3年度借り入れの庁舎建設事業債や平成17年度借り入れの御宿中学校建設事業債の償還が終了し、公債費が減少したためでございます。

最後に将来負担比率でございますが、地方債現在高や一部組合等が起こした起債の償還に対する将来の負担見込み額、退職手当負担見込み額等からこれらに充当可能な基金現在高、基準財政需要額、算入見込み額等を控除した額の標準財政規模に対する割合を示したもので、平成29年度決算においては28.3%となりました。前年度の30.1%と比較しますと1.8ポイント減少いたしました。主な原因は、地方債現在高が1億2,500万円程度減少し、将来負担額が減少したためでございます。

各指標には早期健全化基準及び財政再生基準が設けられております。平成29年度決算に基づく健全化判断比率はいずれも基準の範囲内でございますが、そのほかの財政指標等の分析や将来の歳入と財政需要の把握に努め、今後も健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上で報告を終わります。

○議長（大地達夫君） 以上で、報告第1号を終了いたします。

◎報告第2号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第6、報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度資金不足比率についてを議題といたします。

埋田建設環境課長の報告を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成29年度資金不足比率についてご報告いたします。

資金不足比率につきましては、公営企業の経営状況について透明性を確保するため、流動負債と流動資産のバランスにより算定するもので、健全化判断基準同様、一定の基準に基づき行財政上の措置を講ずることにより、経営の健全化を図ろうとするものです。

資金不足比率の算定の結果につきましては、計算書を添付してございますので、お手元の議案2枚目をご覧ください。

中段の資金不足額でございますが、流動負債につきましては、翌年度企業債償還予定額や賞与引当金に係るものであり、流動資産となる現金預金や有価証券等の額が流動負債を上回ることから不足額が生じていないため、算定には至らない結果となりました。

なお、これらの状況につきましては水道事業決算審査において資料をもとに審査をいただいております。結果につきましては、水道事業会計決算審査意見書のとおりでございます。今後も引き続き経営の合理化や水の安定供給に努めてまいります。

以上で報告を終わります。

○議長（大地達夫君） 以上で、報告第2号を終了いたします。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第7、議案第1号 御宿町清掃センター燃焼設備整備補修工事請負契約の締結についてを議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第1号 御宿町清掃センター燃焼設備整備補修工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。

本案は御宿町清掃センター燃焼設備整備補修工事請負契約の締結につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき工事請負契約を締結するため、議会の議決をお願いするものです。

契約につきましては、1社による随意契約といたしました。その理由といたしましては、当町の清掃センターは平成13、14年度にダイオキシン類排出抑制の恒久対策として排ガス高度処理施設整備工事を日立造船株式会社が実施しております。また、その後の定期的な機器点検、清掃及び整備補修工事も受託しております。

今回の御宿町清掃センター燃焼設備整備補修工事の実施にあたり、当該事業者は当町の施設の状況を把握し、迅速かつ適正な施設の整備が期待できるものであります。

契約の金額といたしましては1億7,928万円、うち消費税額は1,328万円です。

契約の相手方は、東京都品川区南大井6丁目26番3号、日立造船株式会社東京本社環境営業統括部長、小木均でございます。

工期につきましては、議決をいただいた日の翌日から平成31年3月15日までとしております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

御宿町清掃センター燃焼設備整備補修工事に係る契約だというご説明であります。

ただいま担当課より説明いただきましたが、いわゆる1社の随意契約、いわゆる独占的契約内容だろうというふうに思うわけではありますが、それに係る理由というのは一定理解するところでございます。この清掃センターであります。契約事務の議案ではありますが、これに係って幾つかお伺いをしたいというふうに思います。

これは平成13年、14年、高度処理施設整備工事を行ったというふうに今述べたわけではありますが、そもそもこれは何年から設置された。当初何年から、要するに稼働が何年なのかということですね。

それで、この高度処理でありますけれども、これは当然この工事の中には工事が終わったいわゆる完成検査、その暁にはきちんといわゆるモニタリング、環境評価、ダイオキシン類だとかCO₂だとか、さまざまな指標がありますよね。

こうしたものが当然検査が必要があつて、それが満たされた。多分工事仕様書の中にもあつて、それで満たされたことで初めて受領するというんですか、お金をお支払いするということになろうかというふうに思うんですが、その辺の経過、いわゆる今般のこの工事内容、そして最終的にどのようにして完成検査というものを受けるのかということについて、承りたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） まずは、本清掃センターの稼働年月日でございますが、昭和59年12月25日でございます。

清掃センター燃焼設備につきましては、平成13、14年度に排ガス高度処理施設整備工事を実施し、その後においても消耗、劣化の著しい箇所を定期的に整備、補修し、適正能力の維持及び適正処理の継続に努めておるところでございます。しかし、施設が老朽化する中、いすみ市のごみをあわせて処理しており、稼働率の高さから各所の消耗、劣化が著しく、特に炉内耐火物、火格子等は毎年定期的に整備、補修しているところですが、今後においても同様に整備、補修していく必要があると考えております。

また、排ガス処理施設、バグフィルター及び通風装置などにつきましては、平成13、14年度の設置から15年以上使用しており、それぞれ腐食、消耗、劣化により、適正能力の維持及び円滑作動を継続する上で支障が懸念されるため、今回更新をさせていただくものであります。

今回の工事の施工内容につきましては、今申し上げました排ガス処理装置補修、通風設備補修のほか、炉内耐火物補修、火格子整備補修、燃焼設備整備補修、ガス冷却設備補修などとな

っておるところでございます。

施工期間につきましては、10月中旬から12月中旬の約2カ月を見込んでいるところでございます。

完成検査の手法につきましては、現在私どものほうに技術管理者がおりますので、技術管理者及び私のほうで実施したいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

大体わかりました。いわゆる13、14年の排ガス高度処理施設の一番の重要ポイントは、たしかバグフィルターの設置だったというふうに理解をしております。それがどうなっているのかと。

それから、受け渡しの完了検査についての質問なんですが、これは端的に申しますと、一番のダイオキシンが今回どのような設定なのかと。これは恒久値、それから補修の2つたしか当時の厚労省から指標が、基準値が出されているんですね。今回のこの工事における、そういういわゆるモニタリングの指標、それから設計基準、これは幾つに設定されているのかということをお伺いしたいと思います。

それと、かなり古い炉なんですけれども、この13、14年度の排ガス高度処理のときにダイオキシン値、これは恒久値に迫る非常に小さなダイオキシンの排出量だったという測定結果をいただいております。たしかこれは毎年定期的に町民に公表しているというふうに思います。それは今どのくらいで推移しているのかと、それから今回の炉の設計、それは幾つなのかということですね。

増えちゃうといけないと思いますので、とりあえずこれで答弁いただきます。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） まず、バグフィルターでございますが、排ガス中のばいじんをろ過、補修するために焼却炉などに取り付ける集じん装置のことでございます。

現在のダイオキシンの測定結果でございますが、昨年12月に終えた検査では基準値10ナノグラムのところ0.14ナノグラムでございました。今回の工事にあたりましては、0点幾つとか、具体的には示しておりませんが、これを現在のダイオキシンの測定値を継続していけるぐらいの数値を期待しているところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

ちょっと今最後、今回の業務委託契約書においては、設計ですか、ダイオキシンの値の基準というのは設けないんですか。そうしたものは存在しないはずなんですけれども、きちんと基準があって、仮に完成検査のときに超えていたら、それに対する補償の請求はできるんですか、そうしたらできないんじゃないでしょうか。重要な問題ですよ。きちんとこの契約事務の内容を答弁いただきたいと思います。

○議長（大地達夫君） 暫時休憩します。

（午後 1時52分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時03分）

○議長（大地達夫君） ただいまの出席議員は11名です。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 貴重なお時間をいただきまして、誠に申しわけありませんでした。

工事の結果のダイオキシンのでございますが、基準値10に対しまして、メーカー保証1を目指しております。昨年12月は0.14とそれを下回っておりますが、今後も1はメーカー保証ですが、それを下回るように、それを目指して努力していきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

厚労省の指針が10だということですので、メーカー保証1というのは充分でありますけれども、ちょっと幾つか質問して、最終的にこの提案者についてただしたいと思っておりますけれども、そもそも昨年の測定値が0.14ナノグラムと、平成14年度の改修後のダイオキシンの値というのは今持っていらいらっしゃいますか。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 大変申しわけありません、そのときの測定値は持っておりませんが、そのときも同じく基準値10に対し新築の基準が1ということで、既施設ではあるけれども、新築の低い1を目指してやるということで、1は下回っていることは確かでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

私の記憶によりますと、ほとんどこの0.14に近い値でこの間推移をしていたというふうに思います。そういう非常に古い炉であるにもかかわらず、こういう環境値、非常に素晴らしいですね。それこそこれは町民のごみを出す努力、それから皆さんの指導の努力、それとあと炉を管理する。それが合わさったものだと思うんですね。

ですから、そういう努力をメーカー側にもきちんと説明して、それは設計基準というのは当然あるわけでありましてけれども、ひとつひとつの精度、組み方の精度、材質の精度そのものが最終的な結果、ダイオキシンの値、またそれが何年使えるかということにもなろうというふうに思います。

1億8,000万円ですから、なおかつ先ほど説明もありましたとおりに、この炉は御宿町単独ではありませんよね。旧大原町と御宿町と共同で行っているわけですね。そうしますと、この1億8,000万円、それぞれの負担は幾らになるのでしょうか。

それから、もう一つ簡単な質問ですが、この約2カ月間、その間の住民のごみサービス低下、そういうものはあるのかなのか、毎日のごみの処理、その辺はどのようになるのかということについて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 1億8,000万円の御宿町といすみ市の負担割合でございますが、当初予算を策定するにあたり、昨年度のごみ量割、人口割で割合が決まっております、御宿町が31.71%、いすみ市が68.29%でございますので、金額にいたしますと御宿町が5,684万円、約5,684万円でございます。これに対しまして、いすみ市が約1億2,243万円となっております。

次に、この二月間、10月中旬から12月中旬の炉を停止する期間のごみの関係でございますが、市原市にあります民間の焼却場に運搬と処理を委託しております。

ごみの収集は今までと同じように収集運搬車が清掃センターに持ってきて、そこで市原の会社の車に載せかえて持っていきますので、町民には全く影響はございません。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

町民に影響はないという答弁であります。あと案分については承知をいたしました。

実際は清掃センターから積みかえて、多分結構大きな車だと思うんですね。その通路というのはどうなるんですか。これはどこをかって市原のところまで行くわけですか。これも私は非

常に大事だと思うんですね。場合によっては、そういう工事車両、それから運搬車両、これについても住民の皆さんに先ほどの安心、安全じゃありませんけれども、きちんと告知すべきだと。

それから、当然これは旧大原町もご負担いただいている。また、処理をしているという相互関係があるわけでありますから、当然これについてもそういうところについてのどこを通るのかわかりませんが、そういうものについてきちんと行政としていすみ市にお話をし、その辺の周知方法について、協議をすべきだというふうに思うんですね。その辺については、どのようになっているのでしょうか。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 1日のごみの排出量は、御宿町といすみ市合わせまして約20トンでございます、これを3台で御宿町から市原市に運びます。運搬経路につきましては、国道を通りまして、いすみ市若山付近から国道465号に入ります。その後、大多喜町船子の交差点から国道297号に入り、市原鶴舞バスターミナル付近を通って、最終的にはこの市原ニューエナジーという会社に到達する経路となっております。これにつきましては、いすみ市とはこの契約をするときに既にお伝えをしております。

今回、ご決議いただきましたら、住民にもこういう工事を行うんだということで、広報で周知をさせていただきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

大事な問題ですので、細かいこともわかりませんが、ひとつひとつの事務、これを確実にやっていただくと。

それから、こうした事務を提案者は町長ですよ、事務の総括責任者はあなたなんですか。なぜこういう大事な問題、1億8,000万円、しかもダイオキシンですよ。当時私も議会におりまして、多分町長も職員でこの中にいらっしやっただんじゃないかと私理解しておりますけれども、このときはこのダイオキシンの値について、これは当時の町長が公約に出されておりました。まさにその当時の町長、政治生命かかっていたと思うんですね。下手したら不信任が出るような状況も、住民からそういう請求が出される。そういうことも起きていたときだったんです。

その中で、みんなでそれこそ文殊の知恵の中で、ひとつひとつ調査、研究、また契約事務、工事内容、その結果がこの0.14、0.1から0.2ですよ。17でいいわけですから、いわゆる当時

はこれは100トン炉、溶融炉で、いわゆる100億円ないという値は出せない、この規制値はクリアできない。それで広域でそういう計画を立てたわけじゃありませんか。

その前段階として、御宿町はひとつひとつのこういうことをみんなて研究、調査をして結果を出して、そのときだけじゃない。ずっと今この12月までほとんど同じ値、本当に住民の皆さん、それから職員の皆さんの努力のたまものだと思いますよ。そのことを理解してこういう提案をしてくるべきじゃありませんか。なぜこのことで議会がとまらなくちゃいけないんですか、説明ができないなんて事態が起きるんですか、私が聞いていることはそんなに難しいことですか。

町民の命の問題ですよ、ダイオキシンは直結しますからね。そういうことじゃないんですか。もっと真剣に議案を調整すべきじゃありませんか。なぜとまったんですか、町長、質疑が。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 事務内容について行き届かない点がありまして、一時中断させていただきましてけれども、今後充分気をつけていきたいと思っております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより議案第1号の採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第1号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第8、議案第2号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より提案理由の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第2号 平成30年度御宿町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書の1ページ、第1条ですが、歳入歳出それぞれ3,364万2,000円を追加し、補正後の予算総額を11億5,914万3,000円と定めるものです。

主な内容は、職員共済費、システム改修委託料及び前年度国庫支出金等の償還金の増額です。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細書に沿ってご説明させていただきます。

5ページをご覧ください。

歳入予算ですが、3款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金の27万円の増額は、制度改正に伴うシステム改修に対する国の特別調整交付金です。

4款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金の17万7,000円の増額は、職員人件費の増額分の財源として、一般会計からの職員給与等繰入金を増額するものです。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の3,319万5,000円の増額は、前年度に交付を受けた国庫支出金等の償還金の財源として前年度繰越金を増額するものです。

次に、歳出ですが、6ページをご覧ください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、4節共済費の17万7,000円は、新たに社会保険の適用となる臨時職員の社会保険料17万円と、負担料率の改定に伴う職員共済費7,000円の増額をお願いするものです。

13節委託料は、制度改正に伴い、国庫事業報告システムを改修するため、委託料27万円の増額をお願いするもので、歳入でご説明いたしましたが、全額国を經由して県からの特別調整交付金での対応となります。

7款諸支出金、1項償還金還付加算金、3目療養給付費等負担金償還金の3,168万9,000円及び4目療養給付費等交付金償還金の150万6,000円の増額は、前年度に交付を受けた交付金の精算に伴う過払い金を償還するために予算の増額をお願いするものです。いずれも概算払いにて交付されるため、翌年度に精算を行うものです。

以上、歳入歳出予算として3,364万2,000円を追加しております。

なお、本補正予算につきましては、去る9月4日に国保運営協議会の審議を経ておりますことを申し添えます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第2号に賛成の方は挙手願ひます。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第9、議案第3号 平成30年度御宿町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

渡辺保健福祉課長より提案理由の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第3号 平成30年度御宿町介護保険特別会計補正予算案（第1号）について説明いたします。

補正予算書の1ページ、第1条ですが、歳入歳出それぞれ3,984万9,000円を追加し、補正後の予算総額を11億1,547万円と定めるものです。

主な内容といたしましては、平成29年度における介護給付費の確定に伴う精算を行うものです。

それでは、各費目の詳細につきまして、予算書の事項別明細に沿ってご説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

歳入予算ですが、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費等交付金83万6,000円は、平成29年度の介護給付費の確定に伴う追加交付分の増額となります。

7款繰越金、1項繰越金、1目繰越金の3,901万3,000円は、前年度の介護給付費や地域支援事業費の確定に伴う国・県支払基金への返還金の財源とするため、前年度繰越金を増額するものです。

次に、歳出予算ですが、7ページをご覧ください。

4款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金、23節償還金利子及び割引料の3,215万5,000円は、平成29年度の介護給付費や地域支援事業費の確定に伴い、国・県支払基金へ返還するものです。

同じく4款諸支出金2項繰出金、1目一般会計繰出金、28節繰出金の769万4,000円の追加についても、平成29年度の事務費、介護給付費や地域支援事業費の精算分として町一般会計へ繰り出すものでございます。

以上、歳入歳出補正予算として3,984万9,000円を追加しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第3号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第10、議案第4号 平成30年度御宿町一般会計補正予算（第2

号)を議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長(田邊義博君) 議案第4号 平成30年度御宿町一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページ、第1条でございますが、歳入歳出それぞれに1億214万円を追加し、補正後の予算総額を38億5,801万3,000円と定めるものでございます。

第2条につきましては、地方債の変更について定めるものでございます。

予算書の内容について説明いたします。

8ページをご覧ください。

歳入予算でございます。1款町税、1項町民税、1目個人、1節現年課税分の5,000万円は、課税額が見込みを上回ったことによるものです。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、5目土木費国庫補助金、3節住宅費補助金の592万4,000円の減額は、矢田団地の外壁改修工事に対する公営住宅等ストック総合改善事業補助金に申請額からの割り落としがあったことによるものです。

15款県支出金、2項県補助金、8目商工費県補助金、1節商工費補助金の90万円は、消費者行政推進事業費に対し県補助金を見込むもので、原則事業費の全額が交付されます。

3項県委託金、1目総務費委託金、3節統計調査費委託金の7万円は、漁業センサスに係る市町村委託費が交付決定されたことによるものです。

17款寄附金、1項寄附金、1目指定寄附金、1節活力あるふるさとづくり基金寄附金の5,000万円は、これまでの収入状況を踏まえ、寄附金を追加するものです。

9ページ、18款繰入金、1項特別会計繰入金、3目介護保険特別会計繰入金、1節介護保険特別会計繰入金の769万4,000円は、介護保険特別会計の平成29年度事業費の確定に伴う精算金を繰り入れるものです。

2項基金繰入金、1目公共施設維持管理基金繰入金、1節公共施設維持管理基金繰入金の600万円は、町道の維持補修費及び御宿小学校の正門並びに海洋センタープールの改修費用の財源として本基金を活用するものです。

2目活力あるふるさとづくり基金繰入金、1節活力あるふるさとづくり基金繰入金の232万5,000円は、ウォーターパーク施設修繕料の財源として本基金を活用するものです。

21款町債、1項町債、5目土木債、2節公共住宅整備事業債の590万円は、公営住宅の矢田

団地改修工事費に充てるもので、国庫補助金の減額に伴い地方債を追加するものでございます。

7目教育債、1節学校施設整備事業債の260万円は、御宿中学校のエアコン設置工事に対する地方債を追加するものでございます。

8目臨時財政対策債、1節臨時財政対策債の1,742万5,000円の減額は、今年度の発行可能額の決定に伴い差額を減額するものです。

なお、地方債につきましては、第2表の地方債補正で説明いたします。

以上、歳入予算に1億214万円を追加しております。

10ページ、歳出予算でございます。

1款議会費から9款教育費における2節給料、3節職員手当及び4節共済費の各予算は、今年度の人事異動等による科目間人件費の調整などを行うための追加及び減額でございますので、一部を除き個別の説明は省略させていただきます。

2款総務費、1項総務管理費、3目財産管理費、11節需用費の50万円は、職員玄関脇外階段出入口ドア修繕に係る費用でございます。

13節委託料の49万6,000円は、倒木のおそれがある町有地の樹木伐採費用です。

4目企画費は、ふるさと寄附への返礼品等に要する経費を追加しています。これまでの寄附金額の状況を踏まえ、寄附収入の増加を見込み、これに伴う返礼品等の経費を追加するものです。

補正科目は、12節役務費のうち郵便料で47万円、振込手数料で3万9,000円、13節委託料の記念品等配送委託で2,587万5,000円、14節使用料及び賃借料のうち、代理収納システム使用料で45万円、申込フォーム使用料で115万3,000円、合わせて2,798万7,000円でございます。

6目防災諸費、3節職員手当の90万円は、各種災害への対応経費として職員時間外手当に76万1,000円、管理職特別勤務手当に13万9,000円をそれぞれ追加するものです。

11ページ、9目活力あるふるさとづくり基金積立金、25節積立金の5,000万円は、寄附金額の増額にあわせて基金への積み立てを増額するものです。

5項統計調査費、2目各種統計調査費は、漁業センサスに係る市町村委託費総額が決定したことによる追加です。

補正科目は、8節報償費の各種統計調査報償で4,000円、11節需用費の消耗品費で6万7,000円、合せて7万1,000円でございます。

12ページ、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉費総務費、7節賃金の84万円は、臨時職員の賃金に係るものです。

15節工事請負費の47万4,000円は、地域福祉センターのエアコン設置工事で、既存のエアコンが老朽により故障し、修理が困難であることから新たに設置をするものです。

28節繰出金の17万7,000円は、臨時職員社会保険料の増額等に伴う国民健康保険特別会計繰出金の追加です。

2目老人福祉費、13節委託料の136万2,000円は、介護予防ケアマネジメント業務に係るもので、要支援認定者に対するアセスメントやケアプラン作成を行う委託費用として計上するものです。

3目心身障害者福祉費、13節委託料の32万4,000円は、障害福祉システムの改修費用に係るもので、マイナンバーを含む個人情報の適正管理の向上に努めるためのものがございます。

2項児童福祉費、3目こども園費、18節備品購入費の2万6,000円は、こども園の電子ピアノ購入に係る費用で、御宿保育所から使用していたものが老朽により故障したことによるものです。

4目児童福祉施設費、15節工事請負費の26万円は、須賀、八坂神社前公園のトイレ取り壊し工事で、現在施設全体が損壊しており使用できない状態で、安全面や衛生面を考慮し、撤去を行うものがございます。

13ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、11節需用費の197万1,000円は、砂浜での清掃作業等に使用しているホイールローダーの修繕料でございます。

2項清掃費、2目じん芥処理費は、廃棄物処理施設技術管理者講習受講に要する経費を追加しています。

補正科目は、9節旅費で12万円、19節負担金補助及び交付金で11万9,000円、合わせて23万9,000円でございます。

14ページ、5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は、わな免許保有者による有害鳥獣の捕獲従事者を1名追加することによる経費です。

補正科目は、12節役務費で従事者の保険料として7,000円、13節委託料でわな管理委託料として2万円、合わせて2万7,000円です。

3項水産業費、2目漁港整備費、11節需用費の21万6,000円は、破損した御宿漁港南防波堤の修繕料でございます。

6款商工費、1項商工費、2目商工振興費、13節委託料の90万3,000円は、千葉県消費者行政推進事業補助金の交付決定を受けて実施する、悪質商法などの消費者被害防止啓発事業に要する経費でございます。

5目町営プール管理運営費、11節需用費の360万8,000円は、劣化により損傷した高圧変電設備内の変圧器等施設内機器修繕に係るものでございます。

15ページ、7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、15節工事請負費の300万円は、急施を要する不具合等に速やかに対応するための道路保護工事費を追加するものです。

3項住宅費、1目住宅総務費は、矢田団地の外壁改修工事の財源更正です。歳出金額に変更はございません。

16ページです。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の185万8,000円は、御宿小学校正門の改修工事に係るもので、老朽化した正門を児童の安全を考慮し、改修するものです。

3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の350万円は、御宿中学校普通教室2カ所分に係るエアコン設置工事費です。

2目教育振興費、19節負担金補助及び交付金の26万1,000円は、夷隅郡市総合体育大会の結果、県大会へ出場する中学校の部活動に対し、補助金を追加するものです。

17ページ、5項保健体育費、2目体育施設費、15節工事請負費の1,200万円は、御宿台公園テニスコートの多目的トイレの設置工事で600万円、海洋センタープール改修工事料600万円を追加するものでございます。

以上、歳出予算に1億214万円を追加しております。

続きまして、地方債補正について説明いたします。

5ページをご覧ください。

地方債の変更でございます。公営住宅整備事業については、当初予算計上していた公営住宅等ストック総合改善事業補助金の内示で割り落としがあったことにより、国庫補助金を減額し、地方債限度額を1,800万円に増額するものです。公営事業建設事業債を予定し、充当率は起債対象経費の100%、償還期間は25年を予定しています。

学校施設整備事業については、当初御宿中学校の普通教室エアコン設置工事に対する770万円に今回の歳出補正に伴い260万円を追加し、限度額を1,030万円とするものです。学校教育施設等整備事業債を予定し、充当率は起債対象経費の75%、償還期間は10年を予定しております。

臨時財政対策債については、発行可能額の決定に伴い差額を減額するものでございます。

以上で、一般会計補正予算案（第2号）の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

12ページになりますが、社会福祉総務費の賃金です。臨時職員の賃金ということですが、この内容について説明してください。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 12ページ、社会福祉総務費の臨時職員賃金ですが、8月をもって保健福祉課の保健事業の職員が1名退職したことに伴いまして、1名職員が減になっておりますので、臨時職員にて対応したく、補正をお願いしたものでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

予定されていて退職されたんですか。例えば60歳に近いとか、何か報告できるような内容があれば、なければいいですが。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 予定していたというわけではございませんが、この、職員につきましては、一身上の都合ということで、退職したものです。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 個人情報というのは限界があるかと思いますが、どういうレベルなんでしょうか、勤続何年とか何歳とか、いろいろ表現方法があると思うんですけども。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 勤続年数については25年です。年齢については58歳かと記憶しております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

わかりました。

次に移ります。

次に、衛生費であります。13ページ、保健指導費であります。これは給料等の補正であるというふうに思うわけですが、この補正内容、そしてまたこの職、保健指導というのとはどのようなものを具体的な職務とされているのかについて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） こちらの保健指導費、給料については、基本的には異動に関するものの補正になっております。

保健指導ということでございますが、町の各種健診や予防接種、そういったもので町民の健康指導しているところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。この補正については、職員の異動ということで理解いたしました。

それから、この業務内容でありますけれども、住民の健康管理が主な内容だというお話のようでございます。年度途中の執行中ということでございますので、予算には乗ってこないんですけれども、昨日委員会で説明を受けました千葉大学医学研究院・医学部が行ういわゆるロコモティブシンドロームという運動器の障害のために移動機能低下を来した状態ということで、こういうことがQOLというんですか、生活に非常に健康寿命に大きな影響力があるのではないかという研究目的の中で、御宿町のみが研究対象とされるというふうに若干伺ったわけでありまして。

これは今質問をしております保健指導に係る大変大事な内容だというふうにも理解するわけでありまして、この内容について予算がありませんので、この機会ですので、少し説明をいただければと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、このたび千葉大学大学院医学研究院から打診のございましたロコモティブシンドロームに関するコホート研究についてという内容について説明させていただきます。

ロコモティブシンドロームというのは、運動器の障害のために移動機能の低下をきたしている状態のことを言い、またコホート研究とは、大規模な特定集団を長期間追跡研究することとされています。

このたび千葉大学大学院医学研究院から、御宿町の住民1,000人を対象としたこの研究について実施していきたいという打診があり、先の教育民生委員会協議会にてご報告をさせていただいたところです。

研究の目的は、超高齢社会の到来に対し、健康寿命の延伸が国の健康対策の目標となっていて、御宿町の成人男女を対象に、移動機能等の調査、研究を行い、今後の生活習慣の見直しに役立つデータの作成を行う。また、長期にわたり調査を行い、個々の生活環境等と移動機能の変化についても明らかにするというものでございます。

実施期間は平成31年度開始を目安として、その後2年間で1クールとして10年間継続的に調

査を実施する予定となっています。

研究に伴う参加者が行うテストについては、運動機能テストやレントゲン評価などとなり、実施経費は千葉大学大学院医学研究院整形外科学の事業費にて対応するというごさいます。レントゲンを初め、運動機能テストの結果、評価をその場で参加者が聞いたり、診断を受けたりということになりますので、参加者は調査時の移動機能の状況を把握し、その後の健康維持の対策の参考とすることができます。

また、この調査、研究を実施する事前事業として、全町を対象としたアンケート調査や千葉大学の主催による健康増進に関する講演会などを行い、参加者の啓発を行うとのごさいます。町の協力といたしましては、この講演会の会場の確保や研究の対象となる方々への参加者の募集などを行うこととなります。

実施の効果としては、啓発事業の実施により、健康増進に関する意識向上が図れ、また研究期間中は町民データをもとにした重点改善項目が研究結果として得られることから、保健事業や自己啓発に関する対策等への客観的なデータが得られる。また、実施に携われる研究員は医学関係者であり、調査、研究もその場で参加者へフィードバックするというごさいますので、参加者も健康管理についての受診の機会を得ることができることなどが期待されますので、今後実施に向けて協議を進めてまいりたいと考えております。

また、研究の参加者に対し、町といたしましても、データヘルス計画や特定健康診査実施計画に沿った健康づくりに関するアプローチを行う場として生かしていければというふうにごさいます。よろしくごさいます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

もう一度確認しますと、これは大学側で基本的に全て費用負担をしていただけるということごさいますのでよろしいごさいますね。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 費用については、大学側で負担すると聞いております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

この健康指導と保健指導を含め、非常に大きな効果があると。それから、参加される町民についても直接メリットがありますし、町としても総合調整を果たすというごさいます意味でも、特に御宿

町は半数が高齢者の町でございますので、そういう方たちに大きな希望になるんだというふうに私は思いますので、ぜひこの協働の取り組みを成功させていただきたいというふうに思います。

次に移ります。

14ページになりますが、これは農林水産業費、農業振興費の中で、有害鳥獣駆除委託ということで、わな免許1名というようなお説明がありましたが、この内容。

それから、たしか先般地域おこし協力隊ですか、このような内容で募集をかけたというふうに思うわけですが、それも含めまして、鳥獣被害対策、今現在どうなっているのか、のお伺いしたいをと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、農業振興費、有害鳥獣駆除委託2万円、それから賠償保険料7,000円ということで、合わせまして2万7,000円を追加をお願いさせていただきました。

この内容でございますが、議員ご承知のとおり、わな免許取得につきまして、町でも独自で補助制度を実施しております。そうした中で、お一人わな免許を取得していただいて、有害鳥獣駆除業務のほうにご参加をいただけるということで、新たに1名が免許取得者、いわゆる捕獲従事者としてご協力いただける方が1名追加したことに伴います、有害鳥獣駆除委託料として追加をお願いするものです。賠償保険料につきましては、この委託料増額に伴う賠償保険料の追加でございます。

また、有害鳥獣の関係につきましては、7月から地域おこし協力隊ということで、今お話がありましたように、1名ご協力をいただいております。現在、これまでまず地域になれるということで、いろいろな現場で捕獲された際に現場のほうに行って、捕獲従事者の方と一緒に活動をしていただいております。

また、先日産業建設委員会にて現場の確認もしていただきましたが、町内でいわゆるイノシシによる被害、例えばのり面とかの崩落の箇所等が著しい場所については、毎日そこに行っていて、経過の観察をしていただくと同時に、いろいろな部分での駆除対策、いわゆる被害防止対策を試行錯誤していただきまして、その報告を上げていただいているところです。

こちらにつきましては、今年度については7月からではございますが、まずは今年度としての一定の執行の成果というものが報告として上がってくるものと期待しているところです。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

次に移ります。

15ページ、これは商工費であります、町営プール管理運営費ということで360万何がし、施設修繕料ということであります、変電回路とおっしゃられましたが、大変大事な基幹的な設備内容だろうというふうに思うわけでありまして、また本会議冒頭の諸般の報告の中で、ウォーターパーク、前年度20%と、委員会等の説明の中でも10数年の間で最高の見込み数を記録したというようにたしか説明があったと思います。

このウォータープール、安全、安心が常々第一課題であります。それに対してこの修繕内容、それから今年のウォーターパーク、委員会もありまして、さまざまな意見も出ておったかと思うわけでありましてけれども、どのようにしてこうした成果と申しますか、実績ができたのか、詳細について報告いただければと思います。

○議長（大地達夫君） 殿岡産業観光課長。

○産業観光課長（殿岡 豊君） それでは、まず1点目といたしまして町営プール、今回施設修繕料360万円ほど追加で計上させていただいておりますが、こちらの内容につきましては、モーター関係2基の緊急修繕分と、変圧器が高圧変電器のほうが急遽故障したことに伴いまして、開設期間に不都合がないようにということで、緊急に対応をさせていただいたものです。

なお、こちらにつきましては、皆様ご承知のとおり、ウォーターパークについては年間を通じまして、同じ需用費の中に電気料等の光熱水費を含めました電気料と需用費が既定予算の中に措置されておりますので、プールの開設に支障のないよう、この既定予算の需用費で対応させていただいた中で、このたび9月議会にてその対応に要した費用について、追加をお願いしているものでございます。

また、今年度のプールの運営の結果でございますが、プール運営委員会初め、また議会産業建設委員会のほうからも、また地元御宿町のみならず、夷隅地域全般にわたって、皆さんに広く活用してもらえる場であるための運営の工夫をということで、プール運営委員会、産業建設委員会、それぞれ多くのご助言、アドバイスをいただきました。その中で、例えば売店メニューの工夫ですとか、プールの運営にあたっての取り組みの工夫、さまざまなご提案をいただいたところ です。

こうしたことから、今年につきましては、まず特徴点として挙げられますのがこれまで町内

の商店をご利用された方について、プールの入場料が一部割引になるというような商店との連携をこれまでも図ってまいりました。

今年度につきましては、プール運営委員会、また議会産業建設委員会のほうからのご助言も受けて、担当者がその逆も、プールに遊びに来ていただいた方が地元で還元する仕組みがあってもいいのではないかとということで、担当者が創意工夫をしまして、プールの入場券の半券をお持ちいただくと、独自に皆さんが例えば飲食店ですと飲み物1杯サービスとか、トッピングが1個無料ですとか、お土産屋さんですと例えば10%の割引があるとか、そうしたことを独自にご協力をいただきまして、開設前ではございますが、担当者が1軒、1軒いろいろな商店を回りまして、20軒以上のご協力をいただくことができました。

この内容につきましては、ある意味急な取り組みでありましたので、担当者が夜一生懸命手書きで地図とかをつくりまして、それぞれ回った店のお勧め、例えばこの店ではこういったことがお勧めなんですよ。こうしたものをぜひ試してくださいというような担当者からのワンポイントアドバイスを表にまとめて、プールのほうに掲出をし、またパンフレット状にしてカウンターの中にも置いていった結果、その協力が非常に成功して、協力いただいた店舗からも非常に効果があったということで、プールの半券の束を見せていただくようなこともできました。そうしたことから、今年度につきましてはプールの営業が延びただけではなくて、プールに遊びに来ていただいたお客様が飲食店、またお土産、幅広い地域の商業活動において経済効果を発揮できたのではないかとというふうに評価をしております。

また、もう一点は売店メニューの工夫ということで、プール運営委員会からもいろいろなご助言をいただきましたが、地元の子どもたちが毎日遊びに来られるような場所づくりとして、少しでも安いメニューの提供をとということで、例えば今までのホットスナックはアメリカンドッグだけだったんですが、100円で買えるコロッケをあわせて準備いたしました。なかなかアメリカンドッグ2本買うお客さんというのはいないんですけれども、アメリカンドッグとコロッケとか、また子どもたちがどうしても500円食事で使ってしまうとなかなか大変ですので、100円で買えるようなピラフの設定ですとか、いわゆるミニピラフを出したりとか、子どもたちにとって優しい売店経営に努めました。

その結果、同じ入場者数が多くなったという中においても、特徴点として挙げられますのが町内のお子さんが前年度と比べまして1.5倍に増えており、非常に多くの地元の子どもたちが遊びに来ていただいたということで結果が出ております。

また、先ほどもご説明申し上げましたが、地域の商店とウォーターパークが連携をして、そ

れぞれがウィンウィンの関係を築くという取り組みをやった結果、商店振興、いわゆる商店でお買い物をした際に割引できますよというチケットを使った方が去年と比較しますと、一般の大人の方で2.5倍増えている、と。また、町内のお客様でいきますと3倍以上増えたということで、非常に町の施設と町内の商店が連携が図れたのではないかと評価をしております。

また、今回の取り組みによって、担当職員が経営感覚を持ってプールに取り組んだことそのものがお客様に対するサービスの向上ということでの意識の高揚と、また経営感覚を持って、いわゆるコスト感覚に非常にこだわってやるということがプールの経営のみならず、今後のいろいろな業務に参考になってくるのではないかとというふうに課でも評価をしているところです。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

大変すばらしい結果が出たと思うんです。

今、担当の方から説明をいただきましたけれども、たしか若い職員だよ。委員会で一番端に座っていた職員だと思うんですね。そういう新しい職員が本当に創意工夫の中で、なおかつこれまでずっと私もプール委員を何度か務めさせていただいておりますけれども、なかなか結果が出なくて、町民やほかの議員から何やっているんだという話もずっと経過ではあった。一時は町長も含めまして、閉鎖しかないよというところも判断の一つにまで挙げたことも過去実はあったんです。

そうした中で、確かに経費そのものが全体経費の赤字を補填できるわけではありませんけれども、行政が行うのはただ単に数字だけじゃないと思うんですね。今言ったことというのは行政効果、特に普通プールというのはB&G含めて教育委員会ですよ。ほかの地域は町民福祉なので、教育委員会か保健福祉課か、どちらかが所管するのが一般的なんですよ。ところが御宿町のは事業ですので、産業観光課と。

そうすると、今説明もありましたけれども、そういう商工業者と地域一体となって子どもたちを守る。そういうプールというか、そういう条件を与える中で、どうそれを組み込んでいくのかと、つくり上げていくのかということが行政効果、それはお現時点今お金が出たのは初めてなんですけれども、そういう発見、そういうひとつひとつ、それが本当に毎日の業務につながると思うんですね。私も含めて町民の税金、国からもありますけれども、税金で私たちは働いているわけですね。

ですから、本当にそういう人たちにどういうふうなサービスを提供するのか、ひとつひとつ

の事務がどうあるべきなのかという私は一つの結果という方向性が少し見えたのではないかと
思うんですね。私はこのことを大きく評価すべきだと思うんです。

こうした気づき、発見、創意工夫、それこそこの約39億何がしですか、今年これは38億
5,000円ですよ。すごい金額なんですけれども、このお金、1円1円の積み上げだと思うん
です。これは予算でありますけれども、それをどう執行していくのかということだと思うん
です。私は町長、ここに心を砕くべきだと思うんですね。この今報告いただいたこと、お聞き
になってどのようにお感じになりますか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） さまざまな事務がありますけれども、一般的に事務を処理することは、
恐らく能力ある方がそれぞれ行われますけれども、それ以上に自分の与えられた仕事を創造す
るとか、クリエイトする。創意工夫と今おっしゃいましたけれども、そこまでできる部分とい
うのは、なかなか難しい部分があるんじゃないかなと。

そういう中で、今回そういう一つの素晴らしい結果が出たということで、金額的、あるいは
全体的にはそんなに大きなことじゃないかもわかりませんが、この一つの発想というか
発見というか、これが大事で、この発見が恐らくより大きな部分につながっていけばもっとも
っと素晴らしいなと思っています。私も感動したところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

町長、ふだん命令じゃだめなんです。命令では私はこの結果は出ないと思っています。

執行権者のとるべき態度、発言、指導、先ほどのもう終わりましたけれども、契約の事務も
そうでありますけれども、どうあるべきなのかとしっかりと考えていただきたいと思います。
そのことを私は一職員が私たちに教えてくれたと私は思っております。私たちの心に深くその
ことを刻んで、町政をひとつひとつ前に進めていくということが大事じゃないでしょうか。今、
町長おっしゃられましたけれども、まさに私たちのすべき一つの方向性、それが私は見えた思
いがします。やっとな結果が出た。

ちなみに領収書の半券、いわゆる数字なんですけれども、事業所がそれを示したというのは、
私は3.11、あのときは原子力災害ですね。そのときの補償のときに事故前、事故後の数値を出
しなさいと、あのとき、それと今回、私は20数年議員をやっておりますけれども、そのぐらい
事業所からそれに類するデータが結果として、町の事業をやって協力してこういう結果が出た
というのは、私の記憶にはございません。担当者はそうした記憶がありますか、ないですよ。

そういうものですから、そういう前向き、強制したわけじゃないです。持ってこいなんて多分言っていないと思うんですね。自ら自発的によかったよと、これだけ新しいお客さんが増えたよと、去年よりもこれだけお客さんが増えたよと、昨日よりこんなにお客さん増えたよと、まさに町民が自発的に行動をし、私はそういうものの連鎖だと思うんですね。それが町長が大きく、去年C R C、直接的には関係ありませんけれども、そういう地域再生計画、そういうものをつくろうと。

ですから、行政、執行部、それから職員1人、我々もそうなんですけれども、そういう気持ちを町民とともに作り上げていくと、その方向性の一つだと思うんです。ワンステップだと思います。私は貴重なワンステップだと思いますし、これを普遍的なものにしていくと。また、さまざまな各課、さまざまところでそういうものを積み上げていくということが豊かさ、笑顔、夢が膨らむ町に結果としてなるんじゃないんですかというふうに思うんです。

ですから、このことについてもっと深く研究して、またそうしたことがどうできるのかと、まだ半分今年が残っているわけでありますから、各職員、予算としては成立しておりますので、それをどう作り上げていくかというところの本当になるんじゃないかということをお願いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 石井議員、質問の途中ですが、ここで1回休憩を入れます。

10分間休憩いたします。

(午後 3時00分)

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き質疑を続けます。

(午後 3時15分)

○議長（大地達夫君） 質疑ありませんか。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

次に、教育費について伺います。

学校管理費、エアコン設置工事であります。この内容について伺いたいと思います。

たしか既に中学校のエアコンについては、当初予算に計上されておったとというふうに思うわけですが、この補正内容について説明を求めます。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、中学校のエアコン設置工事350万円の補正予算につきまして、ご説明をさせていただきます。

今、石井議員からお話がありましたとおり、平成30年度当初予算に普通教室6室にエアコンを設置する工事費を計上させていただいております。今回、夏季休業中に工事を実施するにあたり、7月10日に6社による指名競争入札を執行いたしましたところ、全社辞退ということで不調に終わりました。

災害レベルの猛暑が続いており、生徒の安心、安全な学習環境の整備は急務であることから、工事内容の見直しをいたしまして、現在中学生各学年1クラスということでございますので、3クラスのエアコン設置工事を実施できれば、2学期からエアコンを設置した教室で授業を受けることができますので、見直しをした結果、普通教室4室につきまして、当初予算の金額内で工事を実施をいたしました。

残りの2カ所につきましては、学校環境衛生基準におきまして、教室の気温が今までの10度以上30度以下から17度以上28度以下に改正されるなど、生活スタイルの変化や災害レベルの気温変化に対応するための教室改善は必要であり、また東京オリンピックが近づいているということで、今回のように資材料費、また作業員の賃金の高騰により、今後も経費、費用が高騰する状況が想定できることから、今年度中に残り2教室の設置工事を実施し、当初の予定どおり全ての教室にエアコンを設置したいということで、今回不足分の金額を補正させていただいております。

○議長（大地達夫君） ただいまの出席議員は10名になっております。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

4台が当初予算の執行と、それから当初計画は6台分だという説明ですね。

今、課長から説明もありましたが、衛生基準が17℃以上28℃以下ということで、今般の異常気象、これも気象庁が災害レベルだと繰り返し報道されておりました。ですから、体育を含めて、課外活動を含めて注意せよというような内容だったと思います。

先ほど一般質問の中では、校外における安全に対して一般質問が行われたと思いますけれども、校内、これも災害レベルですね。

町長、先ほどの一般質問の指摘は大事だと、防災という観点は大事だという答弁をされましたよね。これはまさに災害レベルじゃありませんか。何で一緒にできなかつたんですか。

それと、もう一つこれは中学校と書いてあると思いますけれども、小学校はついていました

か、たしかついていないですよ。本町には2校たしか小学校があると思うんですね。これも可及的速やかにつけるべきじゃありませんか。それが午前中の一般質問の答弁に対する町長の所信だったと思いますよ。防災、大事な指摘だとおっしゃっていたわけじゃないですか。

これは全く議会に対してまだ説明がありませんけれども、一刻も早く予算計上すべきじゃありませんか、設置すべきじゃありませんか。確かにこれからいわゆる公共施設の管理計画の中に入れてございます。リースを使うとか、さまざまな手法があるわけでありましてね。あの計画を進めるにしたって、5年、6年、7年、あつという間にたってしまうと思いますよ。どうされるんですか。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 石井議員からご指摘いただきました小学校の状況でございますが、現在特別教室等を除きまして、子どもたちがいる普通教室にはエアコンの設置が行われておりません。

今お話がありましたとおり、御宿小学校につきましては50年以上経過しておりまして、今後学校の施設そのものについての検討が必要だということで、今回まず初めに中学校にエアコンの設置をさせていただきました。しかしながら、災害レベルということで、確かに小学校の教室におきましても非常に暑い日が続いております。

また、小学校も部活動ということで夏休みも学校を利用するという状況がありますので、現在直接工事をする手法と、またリースということで、調査というか、数字を今集めているところでございますが、学校施設の検討を当初後期基本計画に計上しておりまして、小学校のエアコン設置につきましては、それとあわせての予定でございましたので、基本計画には現在計上されておられません。しかしながら、こういう状況もございますので、財政課等と検討しながら、まずは実際にかかる経費、おおよそ1億ぐらいはかかるかと思いますが、それについて早急に協議をしたいと考えております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） ざっと見て1億ということです。しかし、これから御宿町をしょって立つ子どもたちですよ。補正だって四捨五入して約39億円、今般の補正、今提案いただいたのはそういう額ですよ。町長、可及的速やかにこれは調整すべきじゃありませんか、一番大事なことじゃありませんか、子どもたち、違いますか。それこそ指示すべきじゃありませんか。これは第一課題じゃありませんか。もうここまで来ましたから、今年には仕方がないにしろ、新年度早々にこれは着手すべきじゃありませんか。ですから、今年度中には事務局としてその

ための事務作業をすべきじゃありませんか。どうされますか、このまま放っておくんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 財政も含めまして、関係課協議の中でよく研究して検討していきたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

次に移ります。

次に、17ページ、教育費、保健体育総務費の中で、これは体育施設費ということで、1つは御宿台テニスコートの多目的トイレの設置工事、それからもう一点が海洋センタープール改修工事ということでもあります。2点目のほうは、これまでこれも一時閉鎖も含めて協議もあったかというふうに思えます。この2つ工事の具体的な内容、それから今後について説明を受けたいと思えます。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） それでは、初めに多目的トイレ設置工事につきましてご説明いたします。

多目的トイレ設置工事は、御宿台公園テニスコートに設置をする予定の工事でございます。御宿台公園テニスコートにつきましては、昨年度のコートのリニューアル、また附帯施設の工事を完了し、今年度前期には管理棟の改修ということで、クロス張りかえとエアコンの交換工事を終了いたしました。そうした効果もございまして、平成30年4月から7月の利用者数は前年度より約300人増え、少しずつですが、利用者数は増加傾向にございます。

今回、御宿台公園テニスコートに多目的トイレを設置するにあたりまして、テニスコートの施設につきましてはテニスをプレーするだけでなく、地域住民の方がウォーキングをしたり、さまざまな形で利用することから、より使いやすい施設とするため、車椅子でも利用可能な多目的トイレを設置したいと考えております。

工事につきましては、約2カ月程度かかるということで、予算もおよそ600万円かかります。平屋建てで現在あるトイレの脇に設置をいたしまして、洋式トイレ、また中で洗面トイレ、そういうものが車椅子のまま使用できるような形のものを設置したいと考えております。

次に、海洋センターのプールの工事につきましては、こちらにつきましても平成29年度に鉄骨調査をいたしまして、その結果、基本設計をし、今年度の当初予算に約2,000万円計上させていただいております。工事を実施するにあたり、実施設計を委託いたしまして、設計業務を

進めておりましたが、先ほどのエアコンと同様でございまして、鉄骨やコンクリート、またテント幕等の資材料費、また作業員賃金等の現場経費の単価が非常に高騰しており、同様の工事を実施する場合には現在の予算では不足が生じるということになりました。

今回のプールは十分な安全性を確保することを目的に改修をすることとなっておりますので、その点を充分踏まえ、再度改修方法や工法等を見直し、設計いたしました。既存の予算内では工事が難しいということで、今回600万円の追加をお願いするものでございます。

B & Gのプールにつきましては、今まで高齢者の方や子どもたちの水泳教室等、B & G事業でのみ使っておりましたが、今後は小中学校の水泳授業を学校のプールではなくB & Gのプールを活用して使用していくことを踏まえ、この工事を早急を実施したいと考えております。

なお、B & G財団の施設でございまして、今回工事实施にあたりまして、助成金として780万円の交付の内定を受けております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

多目的トイレであります。これはたしか御宿台は下水道が設置されておりますので、どこでも設置できると思うんですが、どこに設置をするのかと。これまでも今ある施設等の近隣ということで、たしかあそこは災害の備蓄庫と申しましうか、災害の倉庫があったということで、そうした協議も地元区と必要だというようなお話を伺っておるわけですが、その辺はどのように調整、協議されたのか、もしそこに設置するのであれば、その備蓄庫と申しますか、それはどこに移動されるのかということも含めて説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） まず、設置場所でございますが、現在管理棟の隣に通常のトイレが設置しております。その隣に現在お話がありました御宿台区の防災用倉庫が設置されておりますが、その防災用倉庫がある場所、通常トイレの隣の場所に設置を考えております。それは浄化槽とか水回りの関係で、あとトイレとして同様のものになりますので、近いところに設置ということでその場所になっております。

現在、御宿台区の防災倉庫につきましては、区役員の方とお話、協議をいたしまして、移転について了承をいただいております。移転先については、すぐ隣にあります多目的グラウンド、そちらのほうに移動するというので区役員の方々とはお話は済んでおります。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

了解いたしました。

多目的トイレありますが、これで御宿台のテニスコートの整備というのは大体終わるのでしょうか。

そうしますと、こうした設備、今般非常にお金をかけたわけでありましてけれども、テニスコート、大変好評をいただいた声は私も何人かから直接伺っております。学校等の運用もあるというふうに伺っておりますので、改めてこのテニスコートと、それからいわゆるバリアフリー、ユニバーサルトイレ、特にLGBTの問題含めて、非常に今大切な施設の一つだというふうに私も理解をさせていただきますので、そうしたものを施設一体として、先ほどのお話じゃありませんけれども、住民また町外に向けて広報するということが大事だと思うんですね。

簡単でもいいんですが、そういうものの冊子、それからインターネットなどでも町内の体育施設、運動施設等をきちんと丁寧に、写真なんかもちんちんと新しくしていただいて、改めて広報すべきだというふうに考えるわけでありまして、それについてはどのように考えるのでしょうか。

○議長（大地達夫君） 金井教育課長。

○教育課長（金井亜紀子君） 今回のトイレの設置工事をもちまして、御宿台テニスコートの整備事業のほうは終了となりますので、新しい形でパンフレット等を作成いたしまして、観光施設を初め、近隣の運動施設等にも設置をして広く周知、広報していきたいと考えております。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第4号に賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（大地達夫君） 全員の挙手です。

よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第11、議案第5号 平成29年度御宿町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

埋田建設環境課長より議案の説明を求めます。

埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 議案第5号 平成29年度御宿町水道事業会計決算についてご説明いたします。

初めに、事業概要でございますが、決算書11ページをお開きください。

上段イの年度末における給水戸数ですが、3,833戸となり、前年度に比べ18戸の増となりました。

次に、ロ、給水人口は7,376人、前年度比87人、1.17%の減となりました。

次に、ハ、給水量ですが、年間総給水量は、90万8,990立方メートル、対前年度比0.58%の減となりました。

一日平均給水量では、2,490立方メートル、前年度比15立方メートルの減となっております。

続いて、下段ニの使用水量（有収水量）は、87万6,602立方メートルで、ハの給水量に対する有収率は96.44%となり、前年度比0.6%の改善となりました。

各配水池における深夜帯の配水量変化などを職員で小まめに確認することで、漏水を初期段階で発見し、早期対応することに努めた成果であると分析しており、引き続き高水準の有収率を維持するため、データ分析と迅速な漏水対応に努めたいと考えています。

次に、建設改良に係る工事概要についてです。10ページをご覧ください。中段の表にまとめさせていただきました。

主な内容として、平成28年度から2カ年で実施した浄水場監視制御設備等更新工事のほか、浄水場の送水管改修工事や1・2号ろ過池水位計更新工事などを実施し、税抜1億5,218万8,519円を執行いたしました。

続いて、経理状況について説明申し上げます。1、2ページにお開きください。

収益的収支の決算状況ですが、収入については水道事業収益が3億4,202万629円、前年度比1.8%減となりました。内訳は、水道料金などの営業収益が2億4,053万3,632円、町と県からの高料金対策補助金や長期前受金当年度収益分など、営業外収益が1億148万6,997円です。

営業収益は、有収率の改善により増加したところですが、営業外収益については、仮払消費税が仮受消費税を上回った際に生じる還付消費税額が昨年度を下回りました。

続いて支出ですが、水道事業費用は3億2,412万3,563円、前年度比4.26%増となりました。

内容としては、受水費や減価償却費など、営業費用が3億2,133万7,120円と、全体の99.14%を占めております。そのほか営業外費用278万6,443円については、企業債利子となっております。

前年度と比較し、水道事業費用が1,324万6,175円増加しておりますが、これは人件費や修繕費などの経常経費の増加に加え、安全な水道水のPRのため作成したペットボトル充填の水道水の作成費用などです。

次に、資本的収支ですが、決算書の3、4ページをお開きください。

収入額は1億5,480万5,600円、内容は企業債と水道加入金です。企業債は、前年度に引き続き実施した浄水場監視制御設備等更新工事に伴い、借り入れをしたものです。

資本的支出額は1億7,306万7,279円となりました。内容は、建設改良費と企業債償還金です。

収入が支出に対して不足する額1,826万1,679円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,178万9,481円と過年度分損益勘定留保資金647万2,198円で補填しました。

続いて、5ページをお開きください。損益計算書について説明いたします。

消費税抜きの記載としておりますので、先ほど説明申し上げました収支決算とは消費税相当額の差異が生じておりますので、ご承知おきください。

1、営業収益ですが、給水収益が2億2,221万8,051円で、前年度に比べ約56万円の増となりました。年間総給水量は、0.58%減少したものの、有収率は改善していることから収益ベースでは伸びており、経営改善が進んでいるものと判断しております。

2、営業費用ですが、人件費や修繕費などの経常経費の増加に加え、ペットボトル充填の水道水の作成費用などで約1,400万円増加し、総額3億779万9,666円となりました。

3、営業外収益ですが、(1)受取利息及び配当金は131万1,077円です。引き続き留保資金の効果的運用に努めているところであります。

この結果、収支ベースで610万7,820円の当年度純利益が発生し、平成25年度から5年連続黒字決算となりました。

続いて、7、8ページをお開きください。

貸借対照表について説明いたします。

1、固定資産ですが、土地や建物、機械設備等に係る帳簿上の残存価値であり、年度末固定

資産合計は28億1,248万8,533円、前年度と比べ約3,800万円増加しております。

2、流動資産は、合計10億245万5,250円、前年度比約5,900万円の増となり、前年度新規取得の有価証券が主な要因です。

3、固定負債ですが、企業債残高のうち、平成31年度以降支出予定額を計上しております。

内訳につきましては、第3次拡張事業に係るものと、浄水場監視設備等更新工事に係る借入れとなっております。

次に、4、流動負債は、合計1,061万7,437円となりました。

(1) 企業債については、平成30年度償還額を計上、(2) 引当金については、平成30年度6月分賞与に係る引当分を計上しています。

5、繰延収益は、みなし償却制度廃止に伴い、平成26年度から決算仕訳しているものであり、国・県補助金や納付金について長期前受金として計上し、収益化累計額は19億2,452万2,463円となっております。

7、剰余金は、主に損益勘定に係る累計額を計上しており、損益計算書で説明申し上げましたとおり、累積欠損は生じていないことから、(2) ロ、当年度未処分利益剰余金は3億6,594万653円となり、剰余金合計で6億8,491万5,953円となっております。

次に、14ページをお開きください。

現金の動きを示すキャッシュフローについて説明いたします。

上段の業務活動によるキャッシュフローですが、収益的収支に係る当年度純利益、610万7,820円や、減価償却費1億1,457万5,513円などにより、約7,400万円の増となりました。

続いて、中段の投資活動によるキャッシュフローについては、浄水場監視制御設備等更新工事などに係る有形固定資産の取得や有価証券の取得により、約1億9,700万円の減となりました。

次に、下段の財務活動によるキャッシュフローについては、浄水場監視制御設備等更新工事に係る企業債収入により、約1億4,100万円の増となりました。

これらにより、水道事業全体のキャッシュフローでは、平成29年度末の資金期末残高は6億3,300万4,764円となり、平成29年度期首残高6億1,556万2,495円に対し1,744万2,269円の増加となっております。

続いて、26ページをお開きください。

各指標に基づく経営分析です。

中段、経営分析(2)ですが、1立方メートル当たりの水の利用料を示す供給単価は253.50

円で、前年度比べ0.52円増となっております。また、1立方メートル当たりの水をつくる費用である供給原価は356.08円、前年度比16.47円増となりました。人件費や修繕費などの経常経費の増加に加え、ペットボトル充填の水道水の作成費用などが増加したことが影響したものと思われる。

今後につきましても、引き続き安全な水の供給と安定した経営を維持するため、有収率の向上や経常費用の抑制に努めるとともに、決算審査意見書にご指摘いただいた内容を十分に踏まえ、経営の健全化に努めてまいりたいと考えております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（大地達夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから平成29年度御宿町水道事業会計の決算につきまして監査報告をいたします。

平成30年6月21日、午前9時30分から役場会議室におきまして、地方公営企業法第30条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠し、適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合いたしました結果、その計数及び会計記録は正当であると認められました。

なお、詳細につきましては平成29年度御宿町水道事業会計決算意見書によってご報告してございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

平成29年度御宿町水道事業会計の決算ということではありますが、報告書が9ページにございます。ちょっと水道会計というのは特殊でございますので、飛びますので、ここを中心に質疑をさせていただきたいと思ひます。

この総括事項の中で有収率、本年度は決算として0.60プラスと、96.44%に達したということだと思いますが、この0.6%というのは水道代とすると、料金とすると金額ベースでおおよそ幾らほどになるのか、ざっくりでいいと思うんですけども。

それと、確かに前の段階で漏水、それから鉛管の交換だとか含めて、さまざまな補修工事、それから日ごろの管理を行って、その結果、有収率が高まったというような説明だったわけがありますけれども、そうはいつでも通常では漏水を含めて、有収率というのはどこの自治体も

これは上げるということできざまな努力をしているんですけれども、なかなか難しいという状況の中で、多分この有収到達点というのは県内トップクラスだと、非常に経営状況がいいというふうに思うわけでありましてけれども、この有収率について、0.6が金額ベースにするとおおよそ幾らほどなのか、それからこの有収率の考え方についてただしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 有収率が0.6ポイント上昇いたしました、金額にいたしますと約120万円となっております。

有収率についてでございますが、県内の順位については、まだ平成29年度決算が情報が全部来ておりませんので、平成28年度の数字ですが、県内平均が92.3%、御宿町は95.8%で43団体中11位でございました。近隣では、南房総地域の平均が77.6%で御宿町は8団体中1位でした。また、平成29年度は96.4%となり、前年度に比べ0.6ポイント上昇しております。このことから、県内におきましても高い有収率を維持できているものと判断しております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 了解いたしました。

これは日ごろの努力の結果だろうと、ここも町として行政として見るべきものがあるのではないかと考えるものであります。

この決算でありますけれども、先ほど説明もありましたが、610万何がしの純利益ということで、5年連続の黒字だという報告をいただいたわけですね。なかなか新聞等を見ても、今この水道問題、大きく国会でも議論されているとおりでらうと思うわけでありまして、施設整備されてから非常に長期にわたった中で、施設改修に多額の時間と経費がかかると一般的に言われておるわけでありまして。その中で、5年連続黒字という報告ができるということはどういうことなんでしょうか、その前はどうかだったんでしょうか、それについて伺いたいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） 経営の状況につきましては、以前は赤字経営という時期がありました。監査委員のご指摘、また産業建設委員会のご助言をいただき、老朽化した施設を計画的に見直すことによって、省エネ化を図ったり、無駄を省いたりというような取り組みの中で、少しずつ経常経費の抑制に努めてまいりました。その結果といたしまして、5年連続の黒字経営とすることができました。経営状況が大幅に改善しましたので、広報等で決算を公表する際に、周知をしてみたいと考えております。

以上です。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

この中段に建設状況ということで、水道施設機能診断更新計画に基づきというふうにあります。これが今説明があった議会側が提案をした、要するに総合的な計画ということでよろしいでしょうか。これに基づいて事務をひとつひとつ精査し、執行した結果が5年連続黒字ということでよろしいのでしょうか、確認したいと思います。

○議長（大地達夫君） 埋田建設環境課長。

○建設環境課長（埋田禎久君） そのとおりでございます。

更新工事につきましては、当初計画においては28年度から32年度まで5年間にわたり行う予定でしたが、産業建設委員会の皆さんのご意見を聞きまして、2年間に集中して事業をすることができました。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

これは本当に事務方のご努力だと思うんですね。

ただ、町長、この議会側が今水道施設機能診断更新計画、いわゆるそういう修繕計画、改めて計画をつくるべきじゃないかということで、たしか予算を提案させていただいて、これを策定していただいたと。

その前はどのような状況だったかと申しますと、たしかあれは3月議会で最終補正予算、これが結局取り下げになったと、賛成できない状況になった。賛成というか、提案して誰も賛成できる状況になかったという中で、水道会計最終補正予算が取り下げられて、改めて水道予算が調整されて、最終補正予算が取り下げられたので、新年度予算も当然取り下げられて、最終補正予算と新年度予算を議会中に急遽、たしか日程を延ばしたのかな、それで組み直したんだと思うんですね。

そのとき当時の建設委員長から声をかけられて、みんなで知恵を出して、これをつくろうじゃないかと、やろうじゃないかということで、短期間なんですけれども、その方針が出されたというふうに私は理解しております。しかし、そもそもその管理、監督をしていたのはどなたなんですか。

今日こういう5年黒字、本当に職員の努力だと思うんですよ。町長は1回水道事業を破綻させたんですよ。そうじゃありませんか。それで議会はよしとしなかったわけじゃありませんか、

町長、さまざまな議員がいろいろな意見を出していただいて、建設的な意見を出していただいてこれがつくられたんじゃないですか。その結果、この5年間、しかも有収率も県下でトップクラスですよ。上位、そういう結果を出すことができたんじゃないですか。違うんですか、町長はどのような仕事をされたんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今のご指摘いただきましたけれども、産業建設委員会の皆様、議員の皆様、また職員の皆様の努力によって今があるということでございますので、大変感謝をしております。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 初めてそういう言葉をいただきましたけれども、そうしたものをどう評価するんですか。ほかにもそうしたことを事業を組み立てて執行するということが可能なんじゃないですか。御宿町においては、議会は議決するだけの場所ですか。御宿町議会は、あとは町長、勝手にやってくださいというところですか、違ったんじゃないですか。

それがこうして、厳然として5カ年、一番難しいんですよ。はっきり言って、先ほど言ったのが新聞のトップランクに報道されて、国会でも今現在審議中ですから、そこまで大きく社会問題になっているわけですよ。はっきり言ってどこでも経営破綻です。まさに議会と執行部がチェックアンドバランス、御宿町町政においては車の両輪なんじゃないですかと言いかえてもいいと思うんです。そういうことでないですか、そうではないんですか。この5カ年の黒字というのは、この結果をどう見るんですか。

○議長（大地達夫君） 石田町長。

○町長（石田義廣君） 今申し上げたとおりでございます、いろいろご指導いただきまして、ありがとうございました。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第5号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(大地達夫君) 挙手多数です。

よって、議案第5号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第12、議案第6号 平成29年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) それでは、議案第6号 平成29年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。

初めに、歳入歳出決算収支ですが、決算書の27ページをお開きください。

平成29年度歳入歳出決算は歳入総額15億4,908万6,069円、歳出総額13億7,974万7,457円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は1億6,933万8,612円の黒字決算となりました。

平成30年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は形式収支額と同額の1億6,933万8,612円となりました。

それでは、平成29年度御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、決算概要に沿って説明させていただきます。

決算概要の1ページをお開きください。

初めに、国民健康保険被保険者の状況ですが、平成29年度の年間平均加入者数は前年度比6.1%減の2,719人、加入率は35.9%となり、前年度と比べ加入者数では178人、加入率では1.9ポイントの減となりました。町全体の人口減少に加え、短時間労働者の社会保険適用拡大の影響などにより加入者数は減少傾向で推移しています。高齢化の進展などから増加傾向にありました65歳以上の被保険者である前期高齢者も前年度を36人下回る1,411人となりました。加入者数の減少などにより、保険給付費は減少していますが、1人当たりの医療費は増加していません。

また、平成30年度から県との共同運営となりましたが、スタートし間もないことから、運用面での調整も予想されますので、引き続き国・県の動向に注視しながら医療費の適正化、保健

事業の充実や収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

それでは、歳入歳出の各款の主な内容について、説明をさせていただきます。

7ページをお開きください。

初めに歳入ですが、総額は前年度比0.4%、689万9,000円減の15億4,908万6,000円となりました。

1款国民健康保険税は、2億4,457万4,000円となり、前年度と比べ8.3%、2,226万4,000円の減となりました。加入者の減少と平成29年度から医療費給付費分の資産割を廃止したことが減額の主な要因であると考えております。

2款使用料及び手数料の15万円は、国保税の督促手数料です。

3款国庫支出金は、2億6,315万円となり、前年度比は3.5%、941万4,000円の減となりました。国保の広域化に向けたシステム改修に対する補助金815万4,000円の歳入がありましたが、保険給付費の減に伴い、療養給付費負担金及び財政調整交付金が減額となったことから、3款全体では減額となっています。

4款療養給付費等交付金は、1,271万6,000円となり、前年度と比べ45.6%、1,066万2,000円の減となりました。退職者医療制度が廃止され、経過措置の期間となっていることから、交付金も減額となっております。

5款前期高齢者交付金は、4億3,437万3,000円となり、前年度と比べ3,441万円、8.6%の増となりました。前期高齢者交付金は、保健者の前期高齢者に係る医療費の均衡を図るため、支払基金から交付されるものです。

6款県支出金は、8,032万2,000円となり、前年度比518万8,000円、6.1%の減となりました。県支出金は一般被保険者の保険給付費、介護給付金及び後期高齢者支援金に対する県からの財政調整交付金と高額医療費共同事業、特定健康診査等の費用に対する県負担金です。平成29年度は負担金の算出根拠となる高額医療費共同事業拠出金や保険給付費の減により、前年度と比べ減額となりました。

7款共同事業交付金は2億4,124万7,000円となり、前年度比10.8%、2,906万8,000円の減となりました。共同事業交付金は保険者の財政安定のために千葉県国保連合会から支払われる交付金ですが、平成29年度は交付金の対象となる医療費が減となったことから、減額となりました。

8款繰入金は、1億1,151万6,000円となり、前年度比14.9%、1,450万円の増となりました。一般会計と財政調整基金からの繰入金となりますが、一般会計からの繰出金は低所得者の保険

税軽減分に対する保険基盤安定繰入金や職員人件費などに対するもので、繰入額は9,151万6,000円となりました。財政調整基金からは2,000万円の繰り入れを行っていますが、これは平成22年度に行った一般会計からの法定外繰入金について、一般会計へ繰り出すための財源としたものです。

9款繰越金は、平成28年度からの繰越金で1億5,696万1,000円となり、前年度比は13.1%、1,819万円の増となりました。

10款諸収入は、407万7,000円となり、前年度比174%、259万1,000円の増となりました。主な内容は、交通事故などの第三者行為による返還金や医療費の請求誤りによる返納金となります。

次に、歳出ですが、7ページ下段の表をご覧ください。

歳出総額は前年度比1.4%、1,927万7,000円減の13億7,974万7,000円となりました。

歳出決算の主な内容についてご説明いたします。

1款総務費は、2,325万6,000円、前年度比45.2%、724万2,000円の増となりました。総務費は国保担当職員の人件費及び事務費等が主な支出内容ですが、平成30年度から国保広域化に向けた町国保システムの改修を行ったことから、前年度と比較し増額となっています。

2款保険給付費は、8億680万6,000円、前年度比3.8%、3,145万2,000円の減となりました。療養諸費は7億773万7,000円となり、前年度比3.2%、2,325万4,000円の減となりました。被保険者の減などから療養費全体では減額となっていますが、被保険者1人当たりの医療費は29万5,000円となり、前年度を約7,000円上回っています。また、被保険者が負担限度額を超えた場合に支給する高額療養費は、9,722万4,000円となり、前年度比7.5%、793万2,000円の減となりました。出産育児諸費は124万5,000円、葬祭諸費は60万円となり、それぞれ前年度を若干下回っています。

3款後期高齢者支援金等は、1億5,317万1,000円、前年度比2.2%、345万7,000円の減となりました。後期高齢者支援金は後期高齢者医療制度を支えるため、社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものです。当町では、国保加入者が減少している影響から減額となりました。

4款前期高齢者納付金は、56万6,000円となり、前年度比45万3,000円の増となりました。前期高齢者医療制度では、加入者の年齢構成などから、国保の保険者負担が大きくなります。そのため、被用者保険との負担の均衡を図るために前期高齢者交付金が交付されていますが、その財源として支出するものです。それぞれの保険者が前期高齢者の加入率に応じて社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであり、負担金算出に用いる計数に変動があったことから、増

額となったものです。

5款老人保健拠出金は、平成20年度に廃止された老人保健制度の精算事務への拠出金3,000円です。

6款介護納付金は、5,239万6,000円となり、前年度比6.6%、371万9,000円の減となりました。介護納付金は、保険者が40歳から65歳未満の方、いわゆる介護保険制度の第2号被保険者の介護納付金を社会保険診療報酬支払基金へ支出するものですが、対象となる被保険者の減少に伴い減額となりました。

7款共同事業拠出金は、2億5,753万8,000円、前年度比8.8%、2,477万3,000円の減となりました。県内保険者の医療費平準化のために、千葉県国保連合会が実施する高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業への拠出金です。県内市町村全体の対象医療費に対する御宿町の構成率が下がったことなどにより減額となっています。

8款保健事業費は、前年度とほぼ同額の1,049万2,000円となりました。人間ドック助成事業や特定健診、保健指導などの経費となります。

9款基金積立金は、2,600万円で、前年度と同額の積み立てを行いました。

10款公債費の支出はございませんでした。

11款諸支出金は、4,951万9,000円、前年度比280.2%、3,649万6,000円の増となりました。歳入の繰入金でも説明させていただきましたが、平成22年度に財政安定化のために一般会計から繰り入れた経緯や30年度からの国保制度の改正を考慮した中で、国保会計の今後の見通しを踏まえて、一般会計へ2,000万円の繰り出しを行ったことが増額となった主な要因です。そのほか過年度に受けた国庫負担金や県負担金の精算による返還や一般被保険者への過年度分保険税の還付金の支払いを行っています。

12款予備費の支出はございませんでした。

以上、歳出総額は13億7,974万7,000円となりました。

また、8ページ以降に国民健康保険に関する各数値の過年度からの推移等についての資料を添付させていただいております。

以上、御宿町国民健康保険特別会計決算の概要について説明をいたしました。決算審査の意見を踏まえ、今後も国保運営の適正化に努めてまいりたいと考えております。

また、本決算につきましては、9月4日に開催されました国保運営協議会において承認をいただいておりますので、ご報告させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（大地達夫君）　ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君）　それでは、私のほうから平成29年度の御宿町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成30年7月18日、19日、午前9時30分から役場会議室におきまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類につきましては、いずれも関係法令に準拠いたしまして適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正当であると認められました。

なお、詳細につきましては平成29年度御宿町決算意見書によって報告させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大地達夫君）　これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君）　10番、石井です。

1点だけ伺いたいと思います。

15、16ページ、保険給付費でこれでありますが、その中の不用額6,290万8,000円何がしというところで決算調整されておるわけでありますが、これは当初予算額を見ますと約7%ぐらいの割合を占めていると思うんですね。

今回の決算でも、例えば国保税でありますけれども、徴収率が64.31ということで説明されております。いわゆる払いたくても払えない高過ぎる保険料、これは本町だけの問題じゃないんですけれども、全国的に大きな問題になっているというふうに思うわけであります。

それで、この国保会計制度もたしか平成30年度より国により大幅な制度変更があったわけで、こうした内容での決算というのは今期が多分最後だろうと思うわけでありますが、しかし新しい制度においては、たしか保険給付に係るものは県全体で行うというような説明があったかというふうに思います。

でいいのかというのもあれなんですけれども、その中でこの保険給付費、いわゆるこれは保険料、今後の保険税に係ってくる部分だろうというふうに思うわけでありますので、例えばですけれども、2,000万でも3,000万でももう少し精査できなかったのかと。確かに、最後の1月、2月というのはインフルエンザだとか含めて、非常に高額の治療費が発生するということが当然懸念されておきまして、そうした部分での予算調整だのかなというふうに思うわけでありますけれども、この辺について担当としてどのように考えるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） 保険給付費の不用額ということでございますが、石井議員ご指摘のとおり、医療費の予算算定につきましては国保税の算定に直結するところがございます。毎年、医療費の見込みを過去の実績等を踏まえて行っているところですが、石井議員からもございましたが、高度医療の発達や伝染病の発生、そういったものを踏まえて、年度末までにある程度のお金の準備も必要となります。また、当町のような小規模な保険者には、個々の医療費の影響が全体の給付金に及ぼす影響が大きくなるため、緊急的な財源の確保はどうしても必要であり、不用額が多額になってしまうという傾向になっていると認識しております。

平成29年度では、月々の保険給付を比べますと、最大で2,000万円以上の変動がありました。このような変動を考慮して、財源不足を生じないように予算を確保するとなると、ある程度今回のような不用額が出てしまうことにはなりますが、今後も医療費の動向や加入者の推移、そういったものを注視しながら、的確に医療費の算定をしまいたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第6号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第6号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、採決

○議長（大地達夫君） 日程第13、議案第7号 平成29年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） それでは、議案第7号 平成29年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明申し上げます。

初めに、歳入歳出決算収支ですが、決算書の9ページをお開きください。

平成29年度歳入歳出決算は、歳入総額1億4,016万3,007円、歳出総額は1億3,986万7,707円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は29万5,300円の黒字決算となりました。

また、平成30年度への繰り越すべき財源はないことから、実質収支額は形式収支額と同額の29万5,300円となりました。

それでは、平成29年度御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、決算概要に沿って説明をさせていただきます。

決算概要の1ページをお開きください。

最初に、後期高齢者医療被保険者の状況ですが、75歳以上の加入者は前年度から39人増え、1,882人、65歳から74歳までの重い障害のある方の加入者は前年度から2人増え、15人、合計で1,897人となり、高齢化の進展から加入者は毎年増加している状況です。

次に、歳入決算各款の主な内容について説明をさせていただきます。

3ページをお開きください。

初めに歳入ですが、総額は前年度比5.3%、699万9,000円増の1億4,016万3,000円となりました。

1款後期高齢者医療保険料は1億918万2,000円となり、加入者の増などから前年度と比較して594万4,000円、5.8%の増となりました。このうち前年度分保険料は1億907万5,000円で、構成比は特別徴収分が67%、普通徴収分は33%となっています。

2款使用料及び手数料は1万6,000円で、保険料の督促手数料です。

3款繰入金は3,020万3,000円となり、前年度比2.5%の増です。低所得者に対する保険料軽減分や保険料賦課徴収などの事務費に対して一般会計から繰り入れたものです。軽減被保険者の増加と軽減対象拡充により増額となっています。

4款繰越金は前年度からの繰越金で45万円です。

5款諸収入は31万2,000円で、過年度分保険料の歳出還付に対して広域連合から返還されたものです。

次に、歳出ですが、歳出総額は前年度比5.4%、715万4,000円増の1億3,986万8,000円とな

りました。

それでは、各款ごとの主な内容についてご説明いたします。

1 款総務費は後期高齢者医療保険料の賦課徴収等の事務費で76万7,000円となりました。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は1億3,877万6,000円となり、前年度と比べ5.4%の増となりました。内訳は保険料分納付金が対前年比5.9%増の1億934万円、低所得者等の保険料軽減分を負担する保険基盤安定繰入金で2.8%増の2,943万6,000円です。

3 款諸支出金の32万5,000円は、所得更正等により、過年度分保険料の更正に伴う還付金と還付加算金及び事務費精算による一般会計へ繰り出すものです。また、3 ページ下段の表は加入者数を前年度と比較したものです。

4 ページに保険料率推移と収納率の推移を資料として添付させていただいております。

以上で平成29年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。

○議長（大地達夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから平成29年度の御宿町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書につきまして監査報告をいたします。

平成30年7月18日、19日、午前9時30分から役場会議室におきまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係諸帳簿により精査、照合した結果、その計数及び会計記録は正当であると認められました。

なお、詳細につきましては平成29年度御宿町決算意見書により報告してございますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第7号に賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

○議長(大地達夫君) 挙手多数です。

よって、議案第7号は原案のとおり認定することに決しました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、採決

○議長(大地達夫君) 日程第14、議案第8号 平成29年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

渡辺保健福祉課長より議案の説明を求めます。

渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長(渡辺晴久君) それでは、議案第8号 平成29年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

初めに、歳入歳出決算収支ですが、決算書の21ページをお開きください。

平成29年度歳入歳出決算は、歳入総額11億1,494万8,487円、歳出総額10億4,784万8,483円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支額は6,710万4円の黒字決算となりました。

また、平成30年度へ繰り越すべき財源がないことから、実質収支額は形式収支額と同額の6,710万4円となりました。

それでは、平成29年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算について、決算概要に沿って説明をさせていただきます。

決算概要1ページをお開きください。

初めに、介護保険者被保険者の状況ですが、4行目からになります。65歳以上の第1号被保険者数は3,674人となり、前年度比0.8ポイント増の48.6%となりました。高齢化率も同様の数値となります。被保険者数は増加傾向にありますが、要介護認定者は前年度の574人から567人となり、被保険者のうち要介護認定者が占める割合は、前年度から0.3ポイント減の15.4%となりました。また、認定者のサービス利用率も前年度比2.8ポイント減の89.2%となっております。

平成29年度は、第6期介護保険事業計画の最終年度であるとともに、地域支援事業として新たに創設された介護予防・日常生活支援総合事業のスタート年度であり、将来的な介護保険制度の姿を見越し、第7期介護保険事業計画の策定に加え、地域包括センターと連携した運動教室や介護予防普及啓発事業などの拡充に努めたところです。

決算概要の7ページをお開きください。

歳入歳出の決算収支は先ほど読み上げさせていただきましたが、歳入から歳出を引いた実質収支は6,710万円の黒字となっています。また、平成29年度は6期事業計画の最終年度であることなどから、前年度繰越金を引いた単年度収支は700万2,000円の赤字となりました。

それでは、歳入歳出の各款の主な内容について説明をさせていただきます。

決算書概要の8ページをお開きください。

初めに歳入ですが、総額は前年度比6.1%、6,406万4,000円増の11億1,494万8,000円となりました。

1款介護保険料は、1億8,799万4,000円となり、加入者の増などから前年度比0.5%、88万8,000円の増となりました。収納率は97.1%です。第1号被保険者である65歳以上の人口割合は前年度から0.8ポイント伸び、48.6%となりました。

2款使用料及び手数料の2万円は、介護保険料の督促手数料です。

3款国庫支出金は、2億5,126万2,000円となり、前年度比1.8%、453万円の増となりました。介護給付費の国の負担額は前年度比0.1%増の1億8,499万5,000円に、補助金にあたる財政調整交付金は1.2%増の5,530万円となりました。

また、地域支援事業に対する国の補助金は、予防事業のうち訪問介護と通所介護について、負担金から補助金へ移行したことから295万3,000円の増となる1,028万7,000円となりました。

4款支払基金交付金は、第2号被保険者の介護納付に係る交付金で2億6,835万8,000円、前年度比1.3%、351万3,000円の減となりました。社会保険診療報酬支払基金から交付される第2号被保険者の保険料は、2億6,452万4,000円となり、前年度と比べ573万4,000円の減となりましたが、地域支援事業に係る交付金は国庫支出金と同様に前年度から222万1,000円増の388万4,000円となっています。

5款県支出金は、1億5,807万4,000円となり、前年度とほぼ横ばいです。保険給付費に対する県負担金は、前年度から129万8,000円減となる1億5,277万8,000円となり、また地域支援事業に対する補助金は前年度から162万円増の529万6,000円となっています。

6款繰入金は、1億5,570万8,000円となり、前年度比2.1%、320万6,000円の増となりました。一般会計からの繰入金となりますが、保険給付費に対する町負担金は前年度から2.6%増の1億2,546万6,000円となりました。また、地域支援事業は145万2,000円増となる513万6,000円、低所得者の保険料軽減分に対する繰入金や保険料賦課徴収などの事務費等に係る繰入金は35万6,000円の増となる2,510万6,000円となっております。

7款繰越金は、前年度からの繰越金で7,410万3,000円となり、前年度から192.1%、4,873万3,000円の増額となりました。増額の主な内容は、国・県の負担金は当該年度の給付見込みにより計算され、翌年度実績に応じ精算する制度となっており、平成28年度はこの見込み交付額が実績を約4,000万円上回ったことによるものです。

8款諸収入の71万4,000円は、介護予防ケアマネジメントや認定調査受託による収入です。

9款町債1,871万5,000円は、年度内に歳入不足が見込まれたことから、無利息で千葉県介護保険財政安定化基金から借り入れを行ったものです。第6期期間中は総額2,785万2,000円を借り入れており、第7期事業計画の平成30年度から平成32年度まで928万4,000円を毎年償還することとなります。

次に、歳出ですが、9ページの上段の表をご覧ください。

歳出総額は前年度比7.3%、7,106万6,000円増の10億4,784万8,000円となりました。

それでは、各款ごとの主な内容についてご説明いたします。

1款総務費2,307万3,000円は、資格管理、保険料の賦課徴収に係る経費やそれに携わる職員人件費です。平成29年度は平成30年度の制度改正に対応するため、システム改修費として252万7,000円の支出があったことなどから、前年度比11%、228万2,000円の増となっております。

2款保険給付費は、9億4,771万6,000円となり、歳出全体の90.5%を占めています。前年度比2.1%、1,907万5,000円の増となりました。保険給付費のうち居宅や施設介護サービス等に係る給付を支出する介護サービス等諸費は、前年度と比べ2,180万6,000円増の8億4,502万円となりました。

また、サービス別に申し上げますと、居宅介護サービスは、訪問介護、訪問看護、短期入所生活介護などのサービス利用が増え、前年度から777万5,000円増の3億5,639万4,000円となりました。

施設によるサービスは、前年度から492万4,000円増の3億8,373万8,000円となっております。施設利用は老人保健施設の利用が減少し、老人福祉施設の利用が増加しております。

地域密着型サービス給付費は、認知症対応型通所介護や認知症対応型共同生活介護などのサービス利用が増え、前年度と比べ678万1,000円増の6,657万5,000円となっております。

また、介護予防要サービスは、介護予防サービス給付費と介護予防計画費のうち、訪問と通所のサービスに係る給付が制度変更により3款地域支援事業費へ移行となったことなどから、797万3,000円減の3,339万5,000円となりました。

そのほか介護保険利用者の負担を軽減する高額介護サービス費は、前年度に比べ122万1,000

円増の2,368万9,000円、高額医療合算介護サービス等費は134万7,000円増の290万7,000円、特定入所者介護サービス費は272万円増の4,205万5,000円の支出となりました。

3款地域支援事業費は、2,835万7,000円となり、前年度比44.9%、879万円の増となりました。平成29年度に2款保険給付費から3款の地域支援事業へ移行となった介護予防の通所や訪問サービスに係る支出が72万5,000円あったことが主な増額の要因ですが、その他町が実施する鶴亀くらぶなどの介護予防事業や地域包括支援センターへの運営経費等が支出されております。平成29年度は制度改正により地域支援センターのシステム改修費として64万8,000円がこちらから支出されております。

4款諸支出金は、4,870万2,000円となり、前年度525.7%、4,091万9,000円の増となりました。諸支出金の主な内容は、前年度の国・県支払基金及び町分の保険給付費負担金及び地域支援事業補助金の精算金となります。平成29年度は国・県及び支払基金への返還が3,999万9,000円、町一般会計へ852万9,000円の返還となったことから増額となっています。

5款予備費、6款基金積立金の支出はありませんでした。

以上、歳出総額は10億4,784万8,000円となっております。

なお、10ページ以降に項目別の決算額や給付費、サービス決算額の前年度との比較、15ページからは被保険者や要介護者保険料の推移などを資料として添付させていただいております。

以上で平成29年度御宿町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要を申し上げますが、決算審査意見書におきましてご指摘をいただいております事項につきましては、充分分析、検討を行い、今後の財政運営を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○議長（大地達夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから平成29年度の御宿町介護保険特別会計の歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成30年7月18日、19日、午前9時30分から役場会議室におきまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも法令に準拠し、適正に処理されていることを認めました。

なお、詳細につきましては平成29年度御宿町決算審査意見書によりご報告してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（大地達夫君） これより質疑に入ります。

10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

最初であります、これは15、16ページ、一般介護予防事業費、その中の13節委託料であります、これは予算調整額が225万1,500円となっております、支出済額が95万8,462円ということで、単純に割り返しますと、4割ほどの執行しかしていないということになるかと思いますが、この内容について説明を受けたいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） こちらの委託料でございますが、鶴亀くらの介護予防教室と、御宿町社会保険福祉協議会介護予防訪問への事業委託料です。鶴亀くらぶについては、40回分の予算をとっていたところですが、30年度は30回を実施しております。

ただ、介護予防訪問について、入院等により利用者が減少したということでございまして、当初予算では30人分を見ていたところが実質13人程度の利用ということになりまして、こちらのほうが予算額をかなり下回ることになり、不用額が出たものでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

この一般介護予防というのは、先ほどの提案説明によりますと、今期の特別な事業、要するに介護予防事業を国は重視をするということで、こちらを全体としては事業のほうで増額をしたということですね。

それで、今対象者が予定30人から実施は13名しか参加できなかったということが減額の大きな要因だということなんですが、この介護予防啓発事業というのは、それでは対象者というのはどういう枠なんでしょうか、厳格なんでしょうか。鶴亀くらぶとかいろいろある中で、確かに病気とか、いろいろな形で参加できないということは現実的にはあり得るんだろうなと思いますけれども、当初予算、事業の半分以下の参加だということの実態と、なかなか事業としてもともと組み方も含めてどうなのかなという感じが結果としてしてしまうんですね。

では、今後これをどうするのかと、どういう反省があるのかと、今後これはどうして生かすのかと、それともこのままいくのかということも含めて、担当の考え方を聞きたいと思います。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） こちらのほうの事業は、高齢者の単独世帯、または高齢者世帯等を対象に、定期的に社会保険福祉協議会が自宅訪問を行って、介護予防に関するチラシ等を配ったりとか、月に3回程度同じ家に行って、どういう状況なのかを確認してお話をしたり

とかするような事業でございます。

介護予防という介護の制度の中というのではなく、介護の支援が必要になる手前の方に対する日ごろの行い、見守りのサービスを行っているものでございますが、29年度の決算がこれだけ不用額が出ておまして、30名を対象にしてということで当初予算を組んだところですが、決算額が不用額が多かったという中で、30年度については20名を対象者として積算をさせていただいたところでございます。

ただ、いろいろ予算の中で、この介護予防訪問、こういったものがどういったものが今後利用ができるのか、また訪問するだけじゃなくて、地域の中でどういうふうな支え合いが行っていきけるかとか、ひきこもりとか、そういったことに対応するにはどういう対応がいいのかというのは、ちょっといろいろ今後実施する事業の中で検討してまいって、31年度の予算のほうに少しずつ反映できればというふうには考えているところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

今年度は20名の予算規模で平成30年は動いているという話なんですけど、今の説明だと別に介護保険ではないので、いわゆる今言った高齢者という話をすると、事業参加は別ですよ。対象とすべき人たちはもっとたくさんいるというふうに私は受け取るわけですけども、そもそも何人いらっしゃるんですか、介護保険以外の方ですよ。

今の課長のお話だと、非常に大事な事業だと思うんですね。事前にさまざまな情報を仕入れる。また、健康管理を含めた健康づくりですよ。それを組み立てるということですよ。そういう気づきが住民もそうだし、担当も含めてあるということだと思うんですね。ここはそういう大事、きっかけだと思うんですよ。これからの次の時代というか、年齢というか、そういうものにどう対応していくかという本人、またそれを取り巻く、地域を支える人々がそういう事業をお互い知り合うと。

この事業内容は、事業報告というか、決算概要にきちんと書いてございます。地域の支え合いを構築をすると、そのための予防事業だとことなんですけれども、そうしたら少なくとももっと対象者は広いんじゃないですか、何人いらっしゃるんですか、対処とすべきもともとは二桁じゃないと思うんですけども、二桁で済むんですか、100人以下なんですか。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） すみません、申しわけないんですけども、対象者はちょっと正確な数字は把握しておりませんが、かなりいらっしゃるかと理解しております。

その中で、全ての方を回るといふ形もなかなかできませんので、こういった訪問については、それぞれしてほしい、いいですという、そういった中もございますので、そういった中で、この訪問というふうな事業形態ではなく、みんなが集まってこれるようなC C R C、地域再生計画とかでも今そういった方面で進めておりますので、こちらのほうはこちらのほうである程度実施するにしても、形態を変えて介護予防のほうを進めていければというふうには考えているところでございます。

○議長（大地達夫君） 10番、石井芳清君。

○10番（石井芳清君） 10番、石井です。

この事業、そもそもはこの決算概要、こういう事業をやりました。こういう趣旨で予算して事業を行いましたよと、今、課長がおっしゃったとおりでうですね。それと実際の事業計画そのものの乖離が激しいんだと思うんですよ。今、課長がC C R Cも含めて、さまざまな町の事業の中に補足をしていくという話もあるかもわかりませんが、この計画はこの計画なんです。介護、直截的なね。

ですから、この程度の要するに100人以下のそれは確かに訪問する人数も有限ですから、できる、できないはあろうかと思えますけれども、この事業はこの事業なんです。課長、介護保険、違いますか。それをほかの一般会計含めて、それは結構なんですけれども、この事業はこの事業としてもっとたくさんの人々を対象者がもともといるわけですから、そういう形で事業の組み方というのとはできないんでしょうか。少なくとも4割しか執行しないということは、ちょっと考えられないですよ。

それから、途中で参加者をどうするかということは私はできると思いますよ。これは結果ですから、この数字を変えろということを言っているわけじゃありませんけれども、この事業をどう本来的な介護予防、元気なご長寿を含めて、いわゆるQ O L、そういうものを達成していくかという中の大きな柱の一つ、そのために国はこの予防事業というのを重点施策として今回出してきたんじゃないですか。

ですから、この事業をどう捉えるのか、どうやるかということを私はもっと真剣に考えて、この年度途中だったら、100%実施に向けて少なくとも努力をすべきだし、それを減らすんじゃないかと、私は増やす立場でいくべきじゃないかと思うんですね。

というふう考えるわけですが、最後終わります。どうなんですか。

○議長（大地達夫君） 渡辺保健福祉課長。

○保健福祉課長（渡辺晴久君） ご指摘いただいておりますけれども、今現在この事業は社会

保険福祉協議会へ委託している事業でございます。受け手また、事業の形態等検討させていただいて、充実できるように努めてまいりたいと考えています。よろしく申し上げます。

○議長（大地達夫君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 質疑なしと認めます。

本案につきましては、討論を省略して採決いたします。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は、挙手によって行います。

議案第8号に賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○議長（大地達夫君） 挙手多数です。

よって、議案第8号は原案のとおり認定することに決しました。

◎時間延長の件

○議長（大地達夫君） お諮りいたします。

間もなく午後5時になります。

議事の都合により、会議時間を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大地達夫君） 異議なしと認めます。

よって会議時間を延長いたします。

ここで5分間休憩いたします。

（午後 4時48分）

○議長（大地達夫君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

ただいまの出席議員は9名です。

（午後 4時57分）

◎議案第9号の上程、説明

○議長（大地達夫君） 日程第15、議案第9号 平成29年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

田邊企画財政課長より議案の説明を求めます。

田邊企画財政課長。

○企画財政課長（田邊義博君） 議案第9号 平成29年度御宿町一般会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。

決算書の113ページをご覧ください。

平成29年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額が39億1,429万2,101円、歳出総額が37億5,912万8,760円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は1億5,516万3,341円となりました。また、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源、753万7,000円を差し引いた実質収支は、1億4,762万6,341円となり、標準財政規模に対する割合で見ると実質収支比率は6.3%となりました。

歳出決算の状況からご説明いたします。お手元の決算概要にてご説明いたしますので、概要の7ページをお開きください。

歳入総額は39億1,429万2,000円で、前年度と比較し4億3,629万円の減、率にして10%の減となりました。

歳入決算の主な特徴についてご説明いたします。

1款町税は、9億631万7,000円で、前年度と比較し2,570万3,000円の増となりました。主な要因といたしましては、分離譲渡所得により個人所得割が伸びたことや、新築家屋などの課税客体の増加による固定資産税の増加です。

なお、徴収率においては、現年度分が97.96%、滞納繰り越し分で17.83%となりました。

科目ごとの主な特徴点を申し上げますので、8ページをご覧ください。

町民税のうち個人所得割は2億7,839万6,000円で、前年度と比較し、1,663万1,000円増加しました。主な要因としては、分離長期譲渡所得の影響に加え、個人所得が緩やかながら回復基調であることがうかがえます。また、法人町民税は均等割を含め3,431万3,000円で、対象法人の増加や事業所得の伸びにより、前年度と比較し217万3,000円の増となりました。

固定資産税は、総額5億2,317万7,000円となり、前年度と比較し891万円の増となりました。増加の主な要因は新築家屋の増加等によるもので、家屋分は3億1,484万7,000円です。

軽自動車税は、1,757万5,000円で、前年度と比較し84万円の増となりました。税率改正にお

る増加が主な要因です。

町たばこ税は、3,308万8,000円となり、受動喫煙対策など売上本数の減により前年度に比べ265万1,000円の減少です。

7ページにお戻りください。

2款地方譲与税以降は、内容や増減に特徴のある項目についてご説明いたします。

3款利子割交付金100万6,000円、4款配当割交付金386万3,000円、5款株式等譲渡所得割交付金450万6,000円、6款地方消費税交付金は1億1,297万9,000円ですが、景気の回復基調を受け、それぞれ若干の伸びを見せました。

8款自動車取得税交付金は、1,572万3,000円となり、前年度に比べ512万5,000円の大幅な増となりました。増加の要因といたしましては、エコカー減税の見直しによるもので、排出ガス基準の達成度に応じた特例措置について、対象範囲の重点化及び達成基準の引き上げによるものです。

10款地方交付税は、12億1,355万5,000円で、前年度と比較し3,399万円の減となりました。減額の主な要因は、算定の基礎となる清掃センター大規模改修、平成13年度債の交付税措置が終了したことに加え、地方財政計画に基づく出口ベースの減少によるものです。

12款分担金及び負担金は2億1万3,000円で、前年度と比較し1,798万4,000円の増となりました。清掃センターの改修等を含む運営費の増加により、いすみ市からのごみ処理負担金の増加が主な要因です。

14款国庫支出金は、1億9,427万1,000円で、前年度と比較し5,034万3,000円の減となりました。主な内容といたしましては、介護給付費負担金や児童手当負担金など、民生費国庫負担金のほか、橋梁や公営住宅保守に係る社会資本整備交付金です。前年度と比較し減少しておりますが、地方創生加速化交付金事業の終了や平成28年度に実施された年金生活者等支援臨時福祉給付金事業費補助金によるものです。

15款県支出金は、2億9,654万9,000円で、前年度と比較し1億1,167万9,000円の増となりました。内容といたしましては、国庫支出金と同様、民生費県負担金のほか、農林水産業補助金や選挙執行に係る県委託金等です。増加の主な要因といたしましては、畜産酪農収益力強化総合対策基金事業補助金や漁港利用計画策定に係る水産基盤整備事業整備交付金等によるものです。

17款寄附金は、1億899万4,000円で、前年度と比較し2,069万8,000円の増となりました。活力あるふるさとづくり基金寄附金の増によるものです。

18款繰入金は2億2,514万9,000円で、前年度と比較し6,415万5,000円の減となりました。内容といたしましては、活力あるふるさとづくり基金繰入金や公共施設維持管理基金繰入、国民健康保険特別会計繰入であり、減少の要因といたしましては、認定こども園建設に係る児童福祉施設建設等基金繰入なくなったことによるものです。

21款町債は、2億2,334万3,000円となり、繰入金と同様、認定こども園建設事業債の減により、前年度と比較し3億8,323万7,000円の減となりました。

なお、普通交付税の振替措置である臨時財政対策債の発行は1億3,584万3,000円です。

次に、歳出決算の状況でございます。

11ページをご覧ください。

歳出総額は37億5,912万9,000円で、前年度と比較し4億3,746万4,000円、10.4%の減となりました。

なお、執行率は翌年度への繰り越し事業費を除き97.6%でございます。

それでは、目的別歳出決算の主な特徴についてご説明いたします。

1款議会費は、7,225万6,000円で、前年度と比較し31万1,000円の増となりました。内容といたしましては、議会だより発行経費のほか、会議録作成委託費や委員会活動等に係る事務費消耗品です。

2款総務費は、8億9,441万7,000円となりました。支出の主な内容は庁舎事務管理経費のほか、駅前駐車場整備やエビアミー号運行経費など、住民の利便性向上への対応経費、全国瞬時警報システムの更新や自動起動統合システム整備など、安全・安心対策費等です。前年度と比較し2,542万1,000円減少しておりますが、庁内電算システムの情報セキュリティ強化対策事業等の終了によるものです。

3款民生費は、9億906万5,000円を支出いたしました。各種福祉関係措置費や扶助費を初め、介護保険や国民健康保険など、特別会計への法定繰り出しや認定こども園等に係る児童施設運営費です。前年度と比較し5億5,347万8,000円の減となりましたが、主として認定こども園建設事業の完了によるものです。

4款衛生費は、5億4,257万9,000円で、前年度と比較し1,574万3,000円の増となりました。主な内容といたしましては、生活環境保全経費はもとより、こども医療対策や町民の健康増進対策、清掃センター運営費やミヤコタナゴ保護費です。増加の要因といたしましては、清掃センター補修費の増加や施設の老朽化に伴う可燃ごみ処理委託費の増加が挙げられます。

5款農林水産業費は、2億189万1,000円で、前年度と比較し1億3,451万4,000円の増となり

ました。農業委員会運営経費を初め、農業振興対策、中山間地域総合整備事業負担金のほか、種苗放流など、水産振興対策や漁港の保全計画の策定に取り組みました。前年度に比べ大きく増加しておりますが、国の補助金を活用した畜産・酪農収益力強化総合対策事業の実施によるものです。

6款商工費は、1億2,629万4,000円で、前年度と比較し439万6,000円の減となりました。商工会補助や町街路灯組合補助など、商工振興経費のほか、観光イベント企画や町営プール運営費、月の沙漠記念館運営費など、地域の活力と経済の活性創出に対応いたしました。減少の主な要因といたしましては、ウォーターパーク制御盤改修の完了や地方創生加速化交付金の終了に伴う成田空港への高速バス実証運行負担金の皆減が挙げられます。

7款土木費は、1億5,107万7,000円で、前年度と比較し2,490万8,000円の増となりました。内容といたしましては、生活関連道路の維持、補修を初め、河川の維持、整備、公営住宅の管理運営、町民の住宅リフォーム助成等です。増額の主な要因といたしましては、文教橋の補修工事や公営住宅長寿命化対策によるものです。

8款消防費は、2億2,289万5,000円を支出しました。支出の主な内容といたしましては、町消防団運営経費や広域常備消防負担金のほか、平成29年度は第2分団詰所の建設用地の測量に取り組みました。前年度と比較し551万7,000円減少しておりますが、第4分団消防ポンプ自動車の更新が完了したこと等が挙げられます。

9款教育費は、2億4,964万円を支出いたしました。支出の主な内容といたしましては、小中学校管理費を初め、公民館運営費や海洋センター運営費等です。平成29年度は小中学生の修学旅行補助を開始したほか、御宿台町営テニスコート改修、海洋センター体育館雨漏り改修工事等に取り組みました。公民館空調設備改修事業やアスベスト除去事業が平成28年度において完了したことから、全体では前年度に比べ519万2,000円の減となっております。

10款災害復旧事業費は、684万円で、前年度と比較し853万2,000円の減となりました。内容といたしましては、平成28年9月の豪雨に伴う上布施地先の河川災害復旧事業です。減少の要因といたしましては、前年度において御宿小学校校舎災害復旧事業や地域福祉センター災害復旧事業が完了したことによるものです。

11款公債費は、3億8,217万5,000円で、前年度に比較し1,040万4,000円の減となりました。財政の健全化に適正に取り組む中、平成3年度に借り入れた庁舎建設事業債や浄水場事業出資債等が完済したことによる減少です。

以上で目的別歳出決算の概要説明を終わります。

なお、性質別歳出決算の状況につきましては決算概要の14ページにまとめており、分析、特徴については、16ページにかけて記述いたしました。また、財政指標等の状況や町債、町有財産の状況については17ページ以降にまとめてございますので、ご参照ください。

以上、平成29年度歳入歳出決算の概要を申し上げましたが、決算審査意見書におきましてご指摘いただいた事項は十分に分析を行った上で、今後の財政運営に生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） ここで綱島監査委員より監査報告をお願いいたします。

綱島監査委員。

○代表監査委員（綱島 勝君） それでは、私のほうから平成29年度御宿町一般会計歳入歳出決算につきまして監査報告をいたします。

平成30年7月18日、19日、午前9時30分から御宿町役場会議室におきまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査いたしました決算報告書並びに関係書類は、いずれも関係法令に準拠して適正に作成されており、関係帳簿により精査、照合の結果、その計数並びに会計記録は正当であると認められました。

なお、詳細につきましては監査意見書のほうでご報告してございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大地達夫君） 本日は議案第9号 平成29年度御宿町一般会計歳入歳出決算の認定についての説明、監査委員報告までとし、質疑、討論、採決については20日に行います。

◎散会の宣告

○議長（大地達夫君） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

20日は午前10時から会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時13分)